

東日本大震災からの復興の状況に関する報告

平成30年11月

第197回国会（臨時会）提出

この報告は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について報告を行うものである。

また、本報告は、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）のフォローアップを兼ねるものである。

(目次)

復興の概況	1
I 復興の現状	4
1 避難者の状況	4
2 地域づくり	6
(1) 災害廃棄物の処理状況	6
(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況	6
①安全・安心のための基盤整備関係（平成30年6月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）	7
②交通関係（平成30年6月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）	9
(3) 復興まちづくりの状況	11
(4) 職員応援の状況	14
3 産業・雇用	15
(1) 被災地経済の概況	15
(2) 主要業種別の概況	16
①製造業	16
②建設業	18
③農業	18
④水産業	19
⑤観光業	20
⑥運送業	21
⑦商業・サービス業	22
(3) 事業者の状況	23
①売上高	23
②事業所数	24
(4) 雇用の状況	26
4 原子力災害からの復興	29
(1) 事故収束（廃炉・汚染水対策）	29
(2) 避難指示区域の状況	30
(3) 賠償の状況	33
(4) 除染の状況	33
(5) 放射線による健康への影響	34

II 復興の取組	37
1 現場主義に立った復興加速化.....	37
(1) 被災地共通の主要課題への対応.....	37
(2) 原子力災害からの復興・再生.....	38
2 被災地共通の主要課題への対応.....	41
(1) 被災者支援.....	41
①被災者支援に関する取組.....	41
②多様な担い手による活動への支援.....	44
(2) 住まいとまちの復興.....	44
①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備.....	44
②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等.....	47
(3) 産業・生業の再生.....	49
①産業復興の加速化.....	49
②農林水産業の再生.....	56
(4) 観光の振興.....	57
(5) 「新しい東北」の創造に向けて.....	58
①復興推進委員会における審議過程.....	58
②「新しい東北」の創造に向けた取組の推進.....	59
3 原子力災害からの復興・再生.....	63
(1) これまでの取組.....	63
(2) 事故収束（廃炉・汚染水対策）.....	64
①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施.....	64
②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信.....	65
③作業員の労働環境改善等.....	66
(3) 放射性物質の除去等.....	66
①除染実施計画に基づく面的除染の実施.....	66
②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分に向けた取組.....	67
③福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理.....	68
④福島県外の指定廃棄物の処理.....	68
⑤道路等側溝堆積物の撤去・処理.....	69
(4) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等.....	69
①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供.....	69
②除染の十分な実施と放射線に係る住民等の健康管理.....	70
③リスクコミュニケーションの充実.....	70
④生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組.....	70
⑤避難指示解除準備区域等の避難指示解除に向けた環境整備.....	71

⑥賠償の円滑な実施に向けた取組	71
⑦コミュニティ維持・形成等の被災者支援、安定した生活環境の確保	71
⑧長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援	71
⑨避難指示区域等の住民の帰還意向	72
⑩優れた教育カリキュラムの推進・普及	73
⑪鳥獣被害対策の推進	74
⑫原子力災害による健康不安等に関する被災者支援	74
(5) 中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化	75
①「福島12市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組	75
②福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組	76
③福島新エネ社会構想の実現に向けた取組	77
④「福島再生・未来志向プロジェクト」	78
⑤東北中央自動車道（相馬～福島）、常磐自動車道（大熊IC、双葉IC、 4車線化、付加車線）の整備	78
⑥JR常磐線の全線開通に向けた取組	79
⑦一団地の復興拠点の整備	79
⑧帰還困難区域の取扱い	79
(6) 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充	80
①事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けた支援	80
②企業立地支援による雇用創出及び産業集積等	81
③営農再開に向けた取組	81
④森林・林業の再生のための取組	82
⑤漁業の本格的な操業再開に向けた支援	82
⑥風評の払拭に向けた取組	82
⑦被災児童生徒へのいじめ防止に向けた取組	84
⑧医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保	84
⑨心のケア等	85
4 復興の姿と震災の記憶・教訓	86
(1) 復興の姿の国内外への発信	86
(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワー ルドカップ2019に向けた取組	86
(3) 震災の記憶と教訓の後世への継承	88
①国営追悼・祈念施設（仮称）、復興祈念公園	88
②復興全般にわたる取組の集約・総括	88
③防災教育の更なる充実	88
④国際会議の場での教訓・知見の共有	89

5 各種制度、予算・決算.....	90
（1）復興関係制度の活用状況.....	90
①復興特区の活用状況.....	90
②復興交付金の活用状況.....	94
③福島再生加速化交付金等の活用状況.....	96
（2）予算・決算.....	99
①復旧・復興事業の規模と財源.....	99
②予算.....	99
③決算.....	100
④復興関連予算使途の厳格化.....	101

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告することとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間を中心にまとめたものである。

また、本報告は、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）のフォローアップを兼ねる。

復興の概況

○ 復興の現状

- ・ 東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。
- ・ 政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、復興期間を平成 32 年度までの 10 年間と定め、復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。
- ・ こうした取組の結果、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了し、住まいの再建も平成 30 年度末でおおむね完成する見込みである。産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は「総仕上げ」のステージに向けて着実に進展している。

（参考）主な復興の進捗状況

- ・ 避難者は、約 47 万人から約 5 万 6 千人に減少。
- ・ 災害公営住宅は、計画戸数約 3 万戸に対し、工事完了は 97%、民間住宅等用宅地は、計画戸数約 1.8 万戸に対し、工事完了は 90%（いずれも、平成 30 年度末でおおむね完成する見込み）。
- ・ 被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の製造品出荷額等は震災前の水準までほぼ回復。津波被災農地は 89%で営農再開可能、水産加工施設は 96%で業務再開。
- ・ 東北 4 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）における震災前の売上水準に回復した事業者は、建設業で約 7 割、運送業で約 6 割である一方、水産・食品加工業、卸小売・サービス業、旅館・ホテル業ではそれぞれ約 3 割にとどまる。
- ・ また、福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。また、平成 29 年 4 月までに、大熊町・双葉町を除いた計 9 市町村において、帰還困難区域（改正後の福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）（以下「改正福島特措法」という。）第 17 条の 2 第 1 項に規定する「特定避難指示区域」をいう。）を除いた地域の避難指示の解除が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

(参考) 空間線量率の推移

原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの測定結果によると、東京電力福島第一原子力発電所から 80 km 圏内の地表面から 1 m 高さの空間線量率平均は、対象地域を 250m メッシュに区切り算出すると、平成 23 年 11 月時点から平成 29 年 9 月時点比で 74% 減少している。

- ・ 一方で、被災者一人一人が直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきも見られる。復興の進展に伴い、地域・個人のニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。
- ・ 福島の復興・再生は、中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

○ 復興の取組

- ・ 政府は、平成 28 年度から復興期間の後期 5 か年を迎えるに先立ち、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）を決定し、平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付けた。その中で、当該期間における復旧・復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧・復興事業の財源として、10 年間の総額で 32 兆円程度を確保することとした。
- ・ 平成 28 年 3 月には、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」において示した復旧・復興事業の基本的な考え方等を踏まえつつ、「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項を定めた「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。
- ・ 本基本方針については、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興状況等を踏まえ、3 年後を目途に必要な見直しを行うものとされている。
- ・ これまでの主な取組は、以下のとおりである。
- ・ 被災者の避難生活が長期化する中、被災者の健康面などの影響等が懸念されることから、平成 27 年 1 月に「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者の心身のケア、コミュニティ形成の支援等に取り組んでいる。平成 28 年 4 月には、「被災者健康・生活支援総合交付金」を大幅拡充した「被災者支援総合交付金」を創設した。
- ・ 住まいとまちの復興については、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、これまでも累次にわたる加速化措置を講じてきた。引き続き、災害公営住宅・高台移転の整備が計画通り進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援している。また、まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠であることから、まちのにぎ

わいの再生、新たなまちでの交通網の形成等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

- ・ 産業・生業の再生については、平成 26 年 6 月に策定した「産業復興創造戦略」に基づき、仮設店舗から本設店舗への移行、商店街の再建への支援に取り組むとともに、販路の回復・開拓に向けた水産加工業の支援等に取り組んでいる。また、観光については、東北の外国人宿泊者数を平成 32 年には 150 万人泊とする目標を掲げ、平成 28 年度から取組を強化している。
- ・ 福島原子力災害被災地域では、平成 29 年 4 月までに、大熊町・双葉町を除いた計 9 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現した。また、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全ての避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、政府一丸となって、一日も早い復興を目指して取り組んでいく。特定復興再生拠点区域については、改正福島特措法の施行から 1 年で、計画策定を進めていた全ての町村の計画を認定し、帰還環境の整備を推進している。
- ・ 復興の加速化は、政府の最重要課題の一つである。「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生をさらに加速していく。

I 復興の現状

1 避難者の状況

・避難者は47万人から5万6千人に減少（平成30年10月）

発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、全国で約47万人に上った避難者は、平成30年10月時点で、約5万6千人となっている。

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき供与される応急仮設住宅等への入居状況については、平成30年9月時点で、9,204戸（18,388人）となっており、内訳は、建設型仮設住宅が2,910戸（5,577人）、民間賃貸住宅が5,585戸（11,225人）、公営住宅等が709戸（1,586人）である。入居戸数は減少しており（平成29年9月時点では22,173戸（45,163人））、恒久住宅への移転が進んでいる。

応急仮設住宅等の提供については、岩手県で27市町村、宮城県で30市町村、福島県で51市町村が8年目までに終了するが、岩手県で6市町、宮城県で5市町、福島県で8市町村が、9年目延長（平成31年3月以降）を決定している。

住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金の加算支援金については、平成30年6月末時点で、住宅の建設・購入により66,199世帯、補修により59,053世帯、賃貸により18,172世帯が受給している。また、災害公営住宅への入居者決定戸数は、平成30年6月末時点で26,701戸となっている。

<参考：避難者の減少>

	発災3日目※1 (平成23年3月14日)	現時点（平成30年10月12日）			
		合計※2	応急仮設住宅等及びそれ以外の賃貸住宅等	親族・知人宅等	病院等
避難者の数	約47万人	55,634人	35,901人	19,481人	252人

※1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の避難状況の合計。

※2 復興庁調べ 全国の応急仮設住宅等、民間賃貸、公営住宅等、親族・知人宅等、病院

等にいる者の合計 避難者とは、東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有する者であり、原発事故による自主避難者も含む。

<参考：応急仮設住宅等の入居状況>

	入居戸数	備考
総数	9,204 戸	入居者数 18,388 人
建設型仮設住宅	2,910 戸	岩手県、宮城県、福島県 入居者数 5,577 人
民間賃貸住宅	5,585 戸	全国計 入居者数 11,225 人
公営住宅等	709 戸	全国計 入居者数 1,586 人

※ 内閣府調べ（平成 30 年 9 月 1 日時点） 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき供与される応急仮設住宅等への種別入居状況

<参考：避難者の数（避難先の地域別）>

（単位：人）

所在地域	避難者数	備考
北海道	1,749	
東北	23,607	《内訳》 岩手県 4,718 宮城県 2,904 福島県 10,468 その他 5,517
関東	22,275	
東海・北陸	1,772	
近畿	2,482	
中国	1,546	
四国	257	
九州・沖縄	1,946	
合計	55,634	

※ 復興庁調べ（平成 30 年 10 月 12 日時点）

※ 自県外への避難者数は、福島県から 33,235 人、宮城県から 4,319 人、岩手県から 1,071 人となっている。

2 地域づくり

- ・ 災害廃棄物処理、インフラ復旧はおおむね完了
- ・ 住まいの再建は着実に進捗
- ・ 全国の地方公共団体から 1,485 人の職員が被災地方公共団体に派遣（平成 30 年 4 月）

（1）災害廃棄物の処理状況

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した 13 道県 239 市町村（福島県の汚染廃棄物対策地域を除く。）において、災害廃棄物約 2,000 万トン、津波堆積物約 1,100 万トンが発生した。これらの災害廃棄物、津波堆積物は被災県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部については 1 都 1 府 16 県での広域処理を行い、目標として設定した平成 26 年 3 月末までに、福島県の一部地域を除いて処理が完了した。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約 8 割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県（汚染廃棄物対策地域を除く。）については、平成 29 年 8 月末までに国による可燃物の代行処理等を活用して処理を完了した。

汚染廃棄物対策地域については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）（以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）に基づき、国が直轄で災害廃棄物等処理を実施しており、平成 30 年 8 月末時点で、約 199 万トンの災害廃棄物等（帰還困難区域を含まず）を仮置場に搬入した（うち、約 38 万トン焼却処理済、約 119 万トン再生利用済、約 8,200 トンを最終処分済）。

（2）公共インフラの本格復旧・復興の状況

公共インフラの復旧・復興は、着実に進展しており、進捗状況については、以下のとおりである（特記したものを除き、福島県の避難指示区域を除く。）。

①安全・安心のための基盤整備関係（平成 30 年 6 月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

海岸対策については、本復旧・復興工事を計画している 671 地区中、本復旧・復興工事に着工した地区海岸数は、653 地区（97%）となっており、321 地区（48%）において本復旧・復興工事が完了している。

海岸防災林の再生については、避難指示区域を含む要復旧延長約 164 km 中、復旧工事の着工延長は、163 km（99%）となっており、104 km（63%）において本復旧工事が完了している。

河川対策（直轄管理区間）については、被災した河川管理施設 2,115 か所の全てにおいて本復旧工事が完了した。河川対策（県・市町村管理区間）については、被災した河川管理施設 1,074 か所中、本復旧工事が完了した箇所は、994 か所（93%）となっている。

下水道については、災害査定を実施した処理場数 73 か所の全てにおいて、通常処理に移行した。

水道施設については、災害査定を実施（予定含む。）した 184 事業中（避難指示区域を含む。津波被災地域を除く。）、179 事業（97%）において、本格復旧が完了した。

＜参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成30年6月末時点）＞

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況																
■ 海岸対策 （本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合）	48% (完了) 97% (着工)	単位：地区海岸 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>復旧</th> <th>復興</th> <th>全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工</td> <td>491</td> <td>162</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>277</td> <td>44</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>計画数</td> <td>497</td> <td>174</td> <td>671</td> </tr> </tbody> </table> ※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。 ※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。		復旧	復興	全体	着工	491	162	653	完了	277	44	321	計画数	497	174	671
	復旧	復興	全体															
着工	491	162	653															
完了	277	44	321															
計画数	497	174	671															
■ 海岸防災林の再生 （本復旧工事に着工した海岸防災林、本復旧工事が完了した海岸防災林の割合）	63% (完了) 99% (着工)	着工延長 163km 完了延長 104km 要復旧延長 164km※ ※青森県～千葉県における延長（避難指示区域を含む）																
■ 河川対策 （直轄区間） （本復旧工事が完了した河川管理施設（直轄管理区間）の割合）	100%	完了箇所数 2,115 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 ※旧北上川（本復旧工事完了済）では、引き続き地震・津波対策を実施中。																
■ 河川対策 （県・市町村管理区間） （本復旧工事が完了した河川管理施設（県・市町村管理区間）の割合）	93%	完了箇所数 994 被災した河川管理施設の箇所数 1,074																
■ 下水道 通常処理に移行した下水処理場※の割合 ※被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場。	【復旧】 100% (完了)	移行済みの処理場数 73 災害査定を実施した処理場数 73																
復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着工している地区数 ・下水道事業が一部供用開始した地区数 ・下水道事業が完了した地区数 の割合	【復興】 16% (完了) 64% (一部供用開始) 96% (着工)	着工地区数 24 一部供用開始地区数 16 完了地区数 4 計画地区数 25																
■ 水道施設 （本復旧・復興工事に着工・一部供用開始・完了した水道事業数の割合）	【通常査定】 100% (着工) 97% (完了) 【特例査定】 11% (完了) 78% (一部供用開始) 78% (着工)	着工 184事業 ※通常査定 復旧方法を確定させた上で実施した災害査定。（避難指示区域を含む） 完了 179事業 査定 184事業 着工 36事業 ※特例査定 復興計画が定まらず復旧方法が確定しない地区において実施した災害査定。 一部供用開始 36事業 完了 5事業 査定 48事業																

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

②交通関係(平成30年6月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)

道路(直轄区間)については、岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号の総開通延長距離1,161km中、本復旧完了等の開通延長距離は、1,159km(99%)となっている(避難指示区域を含む)。道路(県・市町村管理区間)については、被災した道路6,292路線中、本復旧が完了した路線は、5,986路線(95%)となっている。道路(復興道路・復興支援道路)については、事業中区間と供用済区間を合計した計画済延長570km全てで開通済み又は着工済みである。

鉄道については、岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離2,351km中、鉄道運行を再開した路線の延長距離は、2,275km(97%)となっている。

港湾については、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設131か所の全てで本復旧工事が完了した。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成30年6月末時点）>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網（道路） （直轄区間） （本復旧が完了した道路開通延長の割合）	99%	完了済み開通延長 1,159km ----- 主要な直轄国道※の 総開通延長 1,161km ※ 避難指示解除準備区域等を含む ※ 岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。
■交通網（道路） （県・市町村管理区間） （本復旧が完了した道路路線数の割合）	95%	完了済み路線数 5,986路線 ----- 被災した道路の路線数 6,292路線
■交通網（道路） （復興道路・復興支援道路） （復興道路・復興支援道路の着工率 復興道路・復興支援道路の整備率）	58% 100% （完了）（着工）	着工済延長 570km ^{※1} 供用済延長 329km ----- 計画済延長 570km ^{※2} ※1：工事着手した区間延長 ※2：事業中区間と供用済区間の合計
■交通網（鉄道） （運行を再開した鉄道路線延長の割合）	97%	運行再開した路線延長 2,274.7km ^{※1 ※2} ----- 被災した路線延長 2,350.9km ^{※1 ※3} ※1：岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道を計上 ※2：JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む ※3：避難指示解除準備区域等を含む（JR常磐線 浪江～畜産駅間（20.8km）を含む）
■交通網（港湾） （本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合）	100%	完了箇所数 131 ----- 被災した港湾施設の箇所数 131

- ※ 空港機能については100%復旧。
- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

(3) 復興まちづくりの状況

住まいの再建は着実に進展しており、進捗状況については、以下のとおりである（平成30年6月末時点）。

高台移転などの防災集団移転促進事業については、事業が予定されている332地区※の全てにおいて、事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、このうち、331地区（99%）において造成工事に着手し、324地区（98%）において完了している。

また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき、事業が実施されている50地区※の全てにおいて造成工事に着工し、このうち、33地区（66%）において完了している。

各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、30,178戸であり、このうち、用地を確保した戸数は、29,987戸（99%）、工事着手した戸数は、29,626戸（99%）、工事完了した戸数は、29,016戸（97%）である。

※ 供給計画は「住まいの復興工程表」（平成30年3月末時点）による。

※ 災害公営住宅の進捗率には、調整中及び原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。

また、被災者生活再建支援金の支給状況をみると、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した199,621世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は143,424世帯（72%）となっている（平成30年6月末時点）。

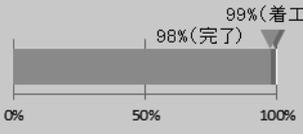
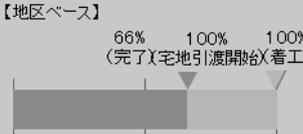
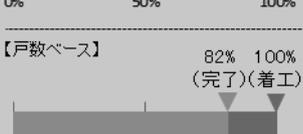
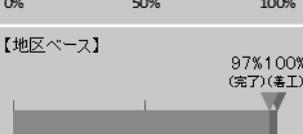
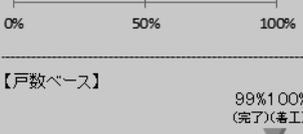
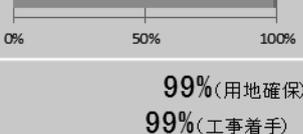
津波復興拠点整備事業については、工事に着手した地区数は24地区（100%）、造成完了した地区数は13地区（54%）となっている。

造成宅地の滑動崩落防止については、対策工事に着工した地区数は182地区（100%）、対策工事が完了した地区数は182地区（100%）となっている。

医療施設については、被災直後に入院の「受入制限」又は「受入不可」とした病院182か所中、当該制限等から回復した病院は、178か所（98%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する病院及び廃止済みの病院を除く。）。

学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した（予定含む。）学校2,339校中、復旧が完了した学校は2,311校（99%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する学校を除く。）。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成30年6月末時点）>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数 造成工事の完了数の割合) ※災害公営住宅のみにより宅 地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工 程表」(H30.3末時点)による。	【地区ベース】  【戸数ベース】 	着工 331地区 完了 324地区 計画 332地区 着工 8,379戸 完了 8,307戸※1 計画 8,395戸 ※1:一部完了地 区で供給され た戸数も含む
■復興まちづくり (土地区画整理事業) (造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数の割合) ※防災集団移転促進事業や災 害公営住宅のみにより宅地 供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工 程表」(H30.3末時点)による。	【地区ベース】  【戸数ベース】 	着工 50地区 宅地引渡開始 50地区※1 完了 33地区 計画 50地区 着工 9,340戸 完了 7,619戸※2 計画 9,340戸 ※1:宅地の 一部を引 渡した地 区を計上 ※2:一部完 了地区で 供給され た戸数も 含む
■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) (事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数の割合) ※供給計画は「住まいの復興工 程表」(H30.3末時点)による。	【地区ベース】  【戸数ベース】 	着工 36地区 完了 35地区 計画 36地区 着工 491戸 完了 484戸 計画 491戸
■災害公営住宅 (災害公営住宅の 用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数 の割合) ※供給計画は「住まいの復興工程表」 (H30.3末時点)による。 ※進捗率には、調整中及び帰還者向け災 害公営住宅の戸数を含んでいない。	99%(用地確保) 99%(工事着手) 97%(工事完了) 	用地確保済み戸数 29,987 (29,521) 建築工事着手戸数 29,626 (29,343) 建築工事完了戸数 29,016 (28,733) 計画戸数 30,178 (29,686) ※()内の数値は調整中及び帰還者向け災 害公営住宅を除いた戸数

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数、工事に着手した地区数)	54%(造成) 100%(着工) 	完了地区数 13 着工地区数 24 ----- 計画地区数 24※ <small>※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数</small>
■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100%(完了) 	完了地区数 182 ----- 計画地区数 182※ <small>※復興交付金の配分可能通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数</small>
■復興まちづくり (医療施設) (災害復旧補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合)	100% 	復旧した医療施設数 298 ----- 被災した医療施設数 298
(医療機能の回復) (被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合)	98% 	受入回復した病院数 178 ----- 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 <small>※避難指示区域内(平成24年時点)、廃止済みの病院を除く。</small>
■復興まちづくり (学校施設等) (復旧が完了した公立学校施設の割合)	99% 	完了学校数 2,311 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) ----- 災害復旧事業申請学校数 2,339※ <small>※申請予定も含む</small>

- ※ 防災集団移転促進事業については、住まいの復興工程表に基づく面整備を行う 330 地区及び茨城県の 2 地区の合計を計上。
- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

(4) 職員応援の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中であって、当該事業を進めていくためには、今後も被災地方公共団体に対する職員派遣等による人員やノウハウの提供が必要である。

平成 30 年 4 月時点で、被災地方公共団体からの要請を踏まえて、全国の地方公共団体から 1,485 人の職員が被災地方公共団体に派遣されており、発災後からの延べ派遣数は平成 29 年度末で 95,176 人となっている。これに加え、公務員 0B、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を復興庁職員として採用し、被災市町村に駐在させるとともに、都市再生機構においては、平成 30 年 4 月時点で、現地復興支援体制 294 人で事業の推進を支援している。

あわせて、被災地方公共団体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。

被災地方公共団体は、復興の推進のため、依然として多くのマンパワーを必要としている状況に変わりはなく、引き続き、支援していく。

また、平成 28 年に発生した熊本地震や平成 30 年に発生した大阪府北部の地震、北海道胆振東部地震の際には、これらの被災地方公共団体に対して、東日本大震災で被災した地方公共団体の職員が派遣され、災害応急支援に当たっており、被災地方公共団体同士の相互間の応援が行われている。

3 産業・雇用

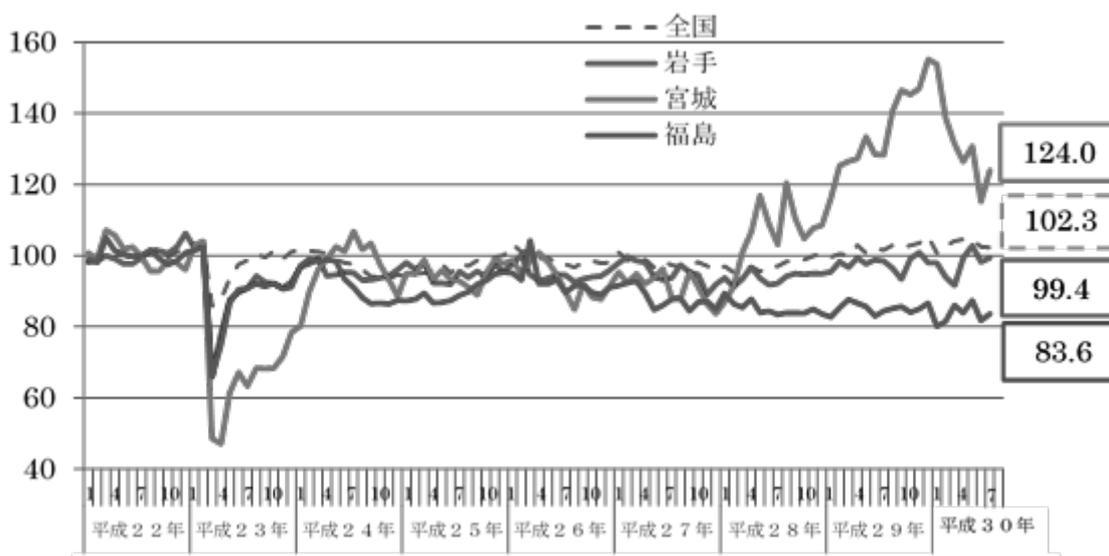
- ・ 被災3県の企業活動は、おおむね震災前の水準に回復
被災3県の製造品出荷額等は震災前の水準までほぼ回復。
津波被災農地は89%で営農再開可能、水産加工施設は96%で業務再開。
グループ補助金交付先企業の46%が、震災前の売上水準まで回復。
業種別では、建設業が7割回復している。一方、水産・食品加工業では約3割にとどまる。
- ・ 被災3県の雇用者数は、おおむね震災前の水準に回復
雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では震災前の水準まで回復していない地域もある。

(1) 被災地経済の概況

被災により大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の企業活動は、震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあり、おおむね震災前の水準に回復している。

<参考：鉱工業の復興（被災3県の鉱工業生産指数の変化）>

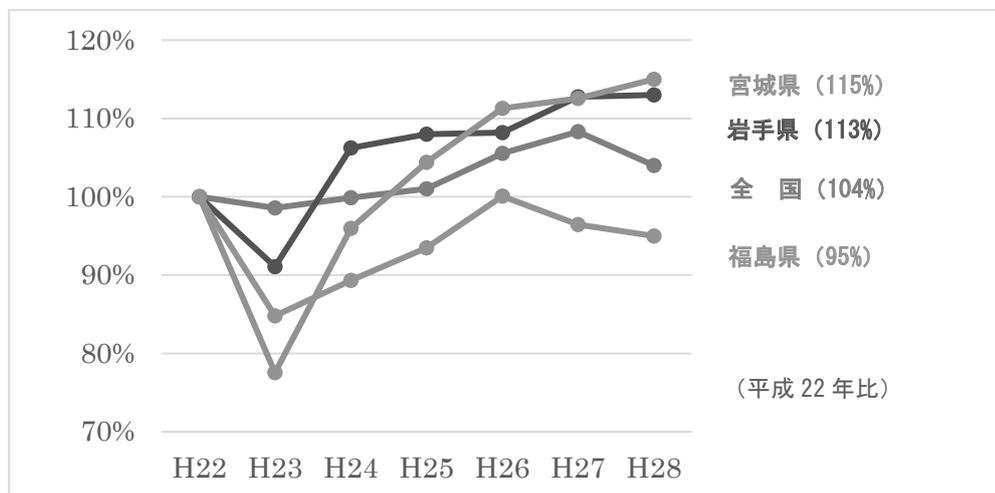
平成30年7月分の鉱工業生産指数は、全国は102.3（震災前：102.7）、岩手県は99.4（震災前：103.0）、宮城県は124.0（震災前：104.1）、福島県は83.6（震災前：102.3）となった（平成22年=100、いずれも季節調整済み）。



※ 各県等公表資料を基に復興庁作成

<参考：製造業の復興（被災3県の製造品出荷額等の変化）>

平成28年の製造品出荷額等は、平成22年と比較して全国は104%、岩手県は113%、宮城県は115%、福島県は95%となった。



※ 経済産業省「平成22年工業統計調査」、「平成24年経済センサス - 活動調査（平成23年実績）」、「平成24年工業統計調査」、「平成25年工業統計調査」、「平成26年工業統計調査」、「平成28年経済センサス - 活動調査（平成27年実績）」及び「平成29年工業統計調査（平成28年実績）」を基に復興庁作成

(2) 主要業種別の概況

①製造業

製造業については、平成26年において、製造品出荷額等が被災3県の全てで震災前の水準を上回った。復興需要を背景に窯業・土石が各県で震災前の水準を上回っており、加えて岩手県、宮城県では輸送用機械、生産用機械が震災前を大幅に上回っている。しかしながら、情報通信機械は被災3県、全国ともに震災前の水準を下回っており、福島県では、飲料・たばこが震災前の水準を大きく下回っており、福島県の製造品出荷額等は全体として震災前を下回っている。

<参考：被災3県の製造品出荷額等>（単位：億円）

区 分	岩手県			宮城県			福島県			3 県		
	22 年	28 年	増減	22 年	28 年	増減	22 年	28 年	増減	22 年	28 年	増減
県 計	20,991	23,717	13%	35,689	41,128	15%	50,957	48,282	-5%	107,637	113,128	5%
09 食 料 品	3,315	3,660	10%	5,732	5,603	-2%	2,782	3,103	12%	11,829	12,365	5%
10 飲料・たばこ	392	181	-54%	1,549	1,728	12%	3,241	1,404	-57%	5,182	3,313	-36%
11 織 維 工 業	225	313	40%	228	204	-11%	472	470	-1%	925	987	7%
12 木材・木製品	539	636	18%	582	792	36%	489	561	15%	1,611	1,988	23%
13 家具・装備品	56	61	9%	84	273	224%	409	485	19%	549	819	49%
14 パルプ・紙	756	448	-41%	2,168	1,842	-15%	1,530	1,860	22%	4,454	4,149	-7%
15 印 刷	411	350	-15%	1,231	970	-21%	450	436	-3%	2,092	1,756	-16%
16 化 学	667	728	9%	807	738	-9%	4,874	4,939	1%	6,349	6,406	1%
17 石油・石炭	88	84	-4%	5,018	4,505	-10%	76	180	137%	5,181	4,769	-8%
18 プラスチック	411	622	52%	855	973	14%	2,120	2,169	2%	3,385	3,764	11%
19 ゴム製品	52	55	6%	705	664	-6%	1,591	1,873	18%	2,348	2,592	10%
20 皮革製品	69	87	25%	14	17	27%	111	122	10%	194	226	17%
21 窯業・土石	636	1,009	59%	846	1,353	60%	1,883	2,152	14%	3,365	4,514	34%
22 鉄 鋼	777	850	9%	1,927	1,500	-22%	812	975	20%	3,516	3,324	-5%
23 非鉄金属	166	213	28%	704	696	-1%	2,100	1,906	-9%	2,969	2,816	-5%
24 金属製品	993	1,166	17%	1,484	1,929	30%	2,698	2,550	-5%	5,175	5,645	9%
25 はん用機械	763	1,045	37%	333	284	-15%	1,431	1,715	20%	2,528	3,043	20%
26 生産用機械	1,273	2,042	60%	1,531	2,918	91%	1,372	1,362	-1%	4,176	6,323	51%
27 業務用機械	556	916	65%	762	670	-12%	2,278	2,428	7%	3,596	4,014	12%
28 電子部品	2,938	2,123	-28%	4,313	5,558	29%	4,847	4,318	-11%	12,098	11,999	-1%
29 電気機械	725	509	-30%	1,136	1,250	10%	2,938	3,315	13%	4,799	5,075	6%
30 情報通信機械	888	507	-43%	1,551	963	-38%	7,927	5,942	-25%	10,366	7,412	-28%
31 輸送用機械	3,946	5,636	43%	1,775	5,355	202%	4,109	3,635	-12%	9,830	14,626	49%
32 そ の 他	348	476	37%	352	343	-3%	419	384	-8%	1,119	1,203	8%

※ 経済産業省「平成22年工業統計調査」及び「平成29年工業統計調査（平成28年実績）」
より抜粋・編集

②建設業

建設業については、復旧・復興事業により、平成 29 年における公共機関からの受注工事の請負契約額が震災前の約 3 倍になっている。

<参考：3 県の公共工事前払金保証の件数・請負金額>

(単位：百万円、%)

工事場所	件数			請負金額		
	H22 年度	H29 年度	増減	H22 年度	H29 年度	増減
岩手	5,278	5,064	95.9%	169,230	518,969	306.7%
宮城	6,438	6,932	107.7%	203,974	636,043	311.8%
福島	6,113	6,679	109.3%	184,703	620,302	335.8%
3 県計	17,829	18,675	104.8%	557,907	1,775,314	318.2%

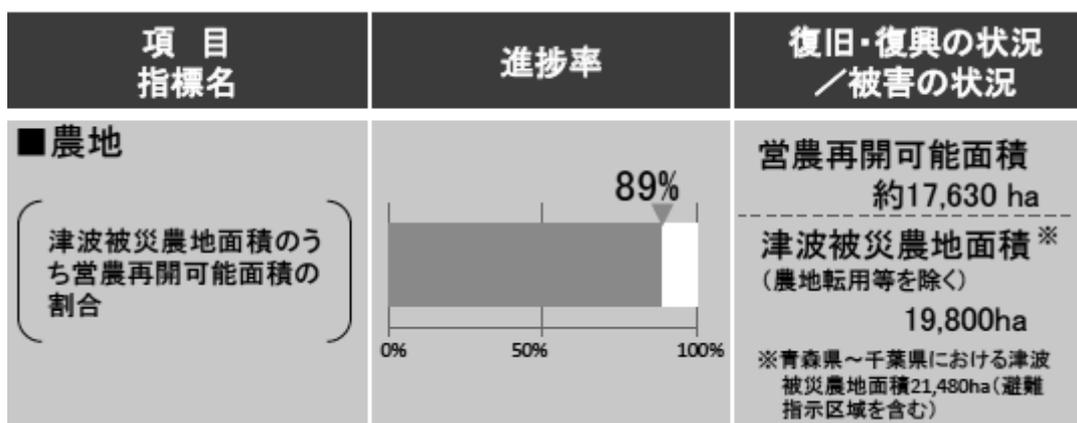
※ 北海道建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」より抜粋・編集

③農業

農業については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の 6 県において、21,480ha の農地（避難指示区域含む。）が津波による被害を受けた。

これに対し、がれきの除去や除塩、排水機場等の農業用施設の復旧等を支援することにより、平成 30 年 6 月末現在、津波被災農地のうち 89%（農地転用された農地等を除いて整理。）で営農再開が可能となっている。

<参考：津波被災農地の復旧・復興状況>



※ 復興庁調べ

④水産業

水産業については、319 漁港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加工施設等に甚大な被害が生じた。

漁港については、平成 30 年 6 月末時点で、被災した 319 漁港中、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港は、284 漁港（89%）、一部でも陸揚げが可能となった漁港を含めると 319 漁港（100%）となっている。

岩手県、宮城県、福島県の 3 県の主要な魚市場における水揚量は、震災前に比べ 70%となっている（直近 1 年間（平成 29 年 2 月から平成 30 年 1 月）の合計の水揚量の震災前 1 年間（平成 22 年 3 月から平成 23 年 2 月）の合計に対する比率）。なお、福島県の沿岸で行われる漁業においては、漁業の本格的な操業の再開を目指して、「試験的操業・販売」の取組を続けている状況にあり、これらの漁業による平成 29 年の水揚量は、震災前の平成 22 年の 13%にとどまっている。

岩手県、宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については、平成 30 年 6 月末時点で、再開を目指す 68,893 施設中、復旧した施設は、68,893 施設（100%）となっている。また、被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設については、平成 30 年 6 月末時点で、789 施設のうち 754 施設（96%）が業務を再開しているが、未だ販路開拓や人材確保の面で課題を抱えている。

<参考：水産業の復旧・復興状況>

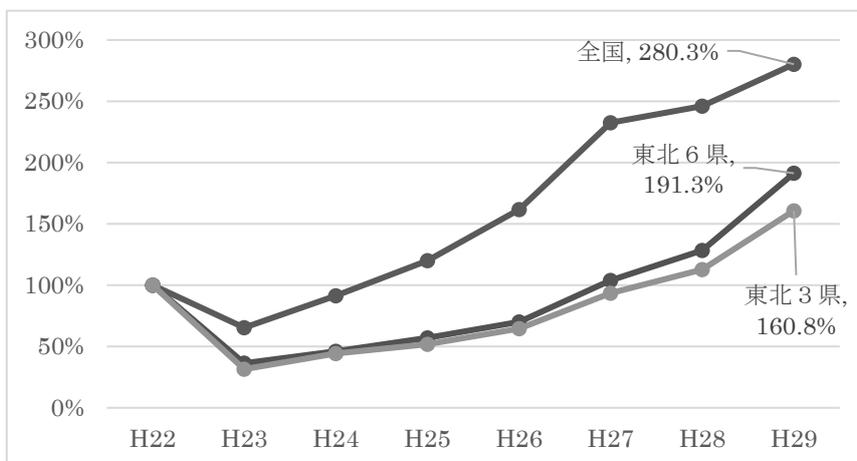
項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■漁港 (陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港、一部でも陸揚げが可能となった漁港の割合)	<p>89% 100% (完了)(一部完了を含む)</p>	全機能が回復済みの漁港数 284 一部機能が回復済みの漁港数 35 ----- 被災した漁港数 319
■水揚量 (直近1年間の合計水揚量の震災前1年間の合計量に対する割合)	<p>70%</p>	直近1年間の水揚量 322千トン ----- 震災前1年間の水揚量 463千トン
■養殖施設 (養殖施設の復旧の割合)	<p>100%</p>	復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 ----- 養殖業再開希望者の施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数
■水産加工施設 (水産加工施設の業務再開の割合)	<p>96%</p>	業務を再開した施設数 754 ----- 被災3県で業務再開を希望する施設数 789

※ 復興庁調べ

⑤観光業

観光業については、風評被害等の影響により、震災のあった平成23年は東北6県の外国人延べ宿泊者数が大きく減少したものの、平成29年には震災前(平成22年)の約2倍まで増加した。平成30年においても、1～7月の前年同期比で全国を上回る伸び率で推移している。

<参考：外国人延べ宿泊者数（平成22年との比較）>



	平成22年(人泊)	平成29年(人泊)	増減
全国	26,023,000	72,933,660	+180.3%
東北6県	505,400	966,860	+91.3%
東北3県	330,100	530,710	+60.8%
青森	59,100	242,980	+311.1%
岩手	83,440	182,810	+119.1%
宮城	159,490	251,610	+57.8%
秋田	63,570	95,130	+49.6%
山形	52,630	98,040	+86.3%
福島	87,170	96,290	+10.5%

※ 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。

※ 従業員10人以上の宿泊施設を対象。

⑥ 運送業

旅客自動車運送事業では、乗合バス事業について見ると、震災前の水準まで回復していたが、平成29年度の輸送人員は被災3県全体で3.9%減少（平成22年度比）となっている。また、貸切バス事業についてみると、輸送人員は被災3県全体で▲7.2%（平成22年度比）となっており、未だ震災前の水準までは回復していない。旅客船事業については、平成29年度の輸送人キロは▲31.4%（平成21年度比）となっており、依然厳しい状況にある。

<参考：旅客自動車運送事業による輸送>

乗合バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	平成 29 年度	増減
岩手	22,291	24,007	7.7%
宮城	67,614	62,335	-7.8%
福島	21,405	20,623	-3.7%
3 県計	111,310	106,965	-3.9%
全国	4,158,178	4,342,261	4.4%

貸切バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	平成 29 年度	増減
岩手	2,866	2,453	-14.4%
宮城	8,291	7,415	-10.6%
福島	5,761	5,837	1.4%
3 県計	16,918	15,705	-7.2%
全国	300,049	297,318	-0.9%

※ 国土交通省「自動車輸送統計調査」

<参考：旅客船事業による輸送>

(単位：千人キロ)

	平成 21 年度	平成 29 年度	増減
岩手	2,145	718	-66.5%
宮城	25,515	18,480	-27.6%
福島	2,374	1,414	-40.4%
3 県計	30,034	20,613	-31.4%

※ 国土交通省調べ（平成 30 年 9 月時点の速報値）

⑦商業・サービス業

内陸部の商業・サービス業は迅速に復旧し、被災 3 県の百貨店・スーパー販売額は、平成 23 年 5 月には震災前の水準まで回復し、その後、おおむね震災前水準を維持している。一方、沿岸部（津波被災地域）では、仮設店舗等の設置やグループ補助金等により事業再開が進んだものの、市街地復興に伴う地域住民の帰還と表裏一体であり、商業・サービス業の本格復旧はこれからの状況にある。

<参考：百貨店・スーパー販売額>

(単位：百万円)

	平成 22 年	平成 29 年	H29/H22
岩手	142,025	131,870	92.8%
宮城	386,740	410,109	106.0%
福島	223,494	250,808	112.2%
全国	19,579,063	19,602,508	100.1%

※ 経済産業省「平成 29 年商業動態統計年報」及び「平成 22 年商業販売統計年報」

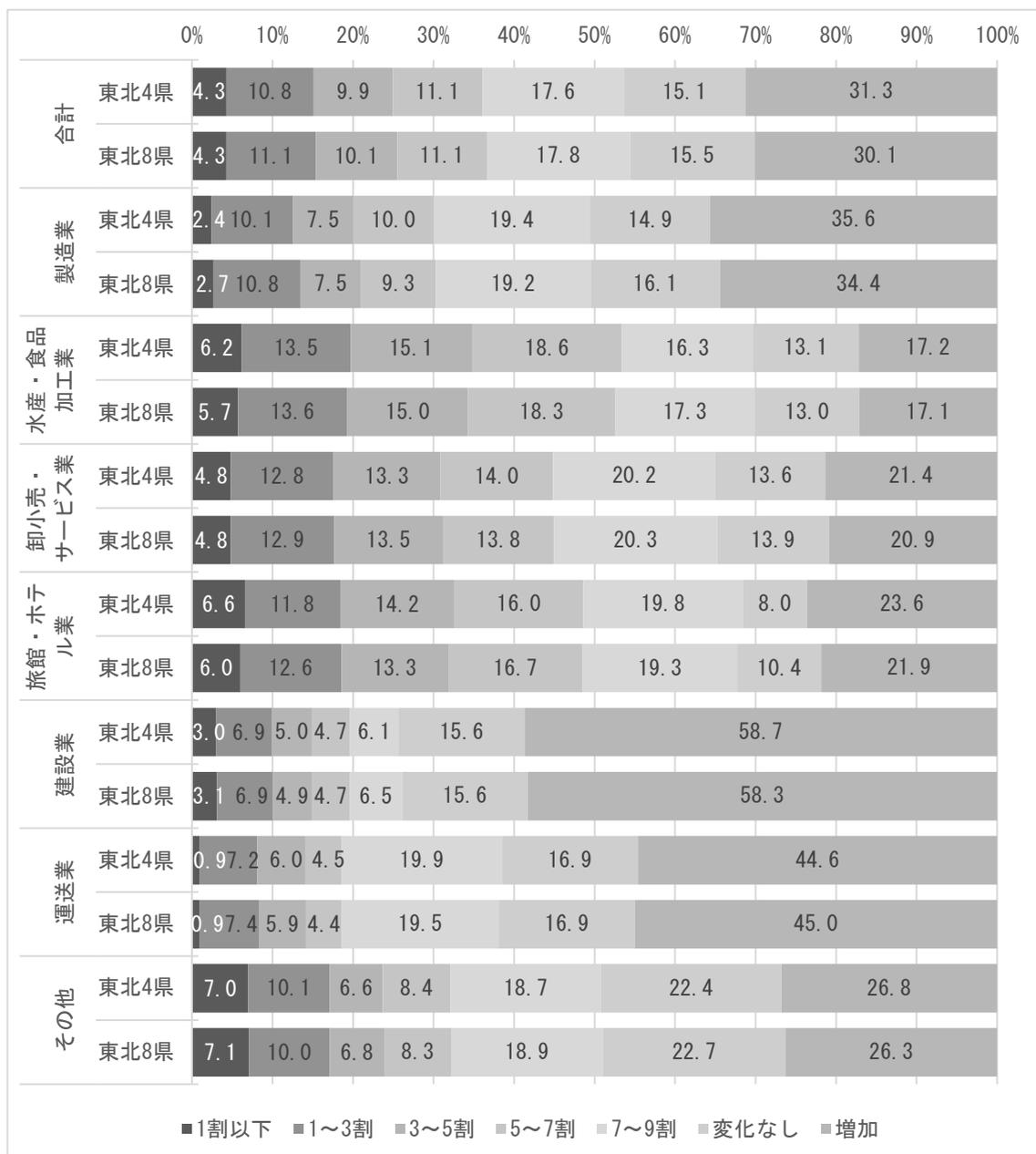
※ 従業者 50 人以上の百貨店及びスーパーを対象

(3) 事業者の状況

①売上高

中小企業等グループ補助金等により復旧した事業者へのアンケート調査の結果をみると、東北4県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）の4割以上の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。また、復興需要関連の業種では、建設業では約7割、運送業で約6割の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。一方、水産・食品加工業では、水産加工施設は約9割が業務再開し（「(2)④水産業」参照）、生産設備の復旧が進んでいるものの、売上の回復が遅れており、震災前の水準に回復した事業者は約3割である。また、卸小売・サービス業や旅館・ホテル業でも震災前の売上水準に回復した事業者は約3割である。

<参考：事業者の震災直前の売上水準からの変化状況>



※ 「グループ補助金交付先アンケート調査」(平成30年6月東北経済産業局)

②事業所数

被災3県の沿岸市町村における事業所数は、平成24年は震災前の平成21年比で83.2%の水準であったが、平成28年は87.9%の水準まで回復した。また、全国平均との差は縮小した(▲9.9%→▲2.1%)。

＜参考：被災３県の沿岸市町村における民営事業所数の推移＞

(単位：か 所、%)	H21	H24	H26	H28	H24/H21	H26/H21	H28/H21
全国	6,199,222	5,768,489	5,779,072	5,578,975	93.1	93.2	90.0
合計	122,646	101,982	108,445	107,754	83.2	88.4	87.9
宮古市	3,104	2,623	2,697	2,649	84.5	86.9	85.3
大船渡市	2,654	2,042	2,254	2,516	76.9	84.9	94.8
久慈市	2,104	1,915	1,920	1,857	91.0	91.3	88.3
陸前高田市	1,231	634	755	787	51.5	61.3	63.9
釜石市	2,343	1,706	1,853	1,814	72.8	79.1	77.4
大槌町	770	206	343	418	26.8	44.5	54.3
山田町	869	342	598	614	39.4	68.8	70.7
岩泉町	595	532	522	517	89.4	87.7	86.9
田野畑村	156	130	135	131	83.3	86.5	84.0
普代村	165	152	139	139	92.1	84.2	84.2
野田村	193	158	165	164	81.9	85.5	85.0
洋野町	705	649	646	620	92.1	91.6	87.9
仙台市	51,203	49,028	52,523	51,584	95.8	102.6	100.7
石巻市	9,016	5,763	6,243	6,301	63.9	69.2	69.9
塩竈市	3,271	2,728	2,779	2,657	83.4	85.0	81.2
気仙沼市	4,458	2,627	2,987	2,936	58.9	67.0	65.9
名取市	2,874	2,484	2,755	2,780	86.4	95.9	96.7
多賀城市	2,509	2,034	2,172	2,112	81.1	86.6	84.2
岩沼市	1,978	1,752	1,822	1,826	88.6	92.1	92.3
東松島市	1,662	1,082	1,210	1,192	65.1	72.8	71.7
亶理町	1,128	927	1,000	1,016	82.2	88.7	90.1
山元町	553	393	400	387	71.1	72.3	70.0
松島町	668	589	587	578	88.2	87.9	86.5
七ヶ浜町	578	462	454	445	79.9	78.5	77.0
利府町	1,017	963	1,030	999	94.7	101.3	98.2
女川町	615	191	233	356	31.1	37.9	57.9
南三陸町	870	268	323	551	30.8	37.1	63.3
いわき市	15,986	14,917	14,931	14,706	93.3	93.4	92.0
相馬市	1,915	1,804	1,769	1,772	94.2	92.4	92.5
南相馬市	3,594	2,467	2,657	2,689	68.6	73.9	74.8

広野町	277	132	223	219	47.7	80.5	79.1
檜葉町	348	...	25	62	...	7.2	17.8
富岡町	886	...	5	33	...	0.6	3.7
大熊町	561	2	0.4
双葉町	329	...	0	0	...	0.0	0.0
浪江町	1,114	...	14	39	...	1.3	3.5
新地町	347	282	276	286	81.3	79.5	82.4

※ 総務省「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」、
総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、「平成 28 年経済センサス -
活動調査」

(注 1) 平成 24 年経済センサス - 活動調査は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。また、平成 26 年経済センサス - 基礎調査は、調査日において帰還困難区域又は居住制限区域が調査対象外とされている。平成 28 年経済センサス - 活動調査は、調査日において帰還困難区域が調査対象外とされている。(表中では「...」と表記)

(注 2) 平成 21 年の宮古市の数値には、平成 22 年に宮古市と合併した川井村を含む。また、同年の気仙沼市の数値には、平成 21 年に気仙沼市と合併した本吉町を含む。

(注 3) 平成 26 年経済センサス - 基礎調査では、檜葉町、富岡町、双葉町及び浪江町の避難指示解除準備区域にある事業所については、これらの町から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。

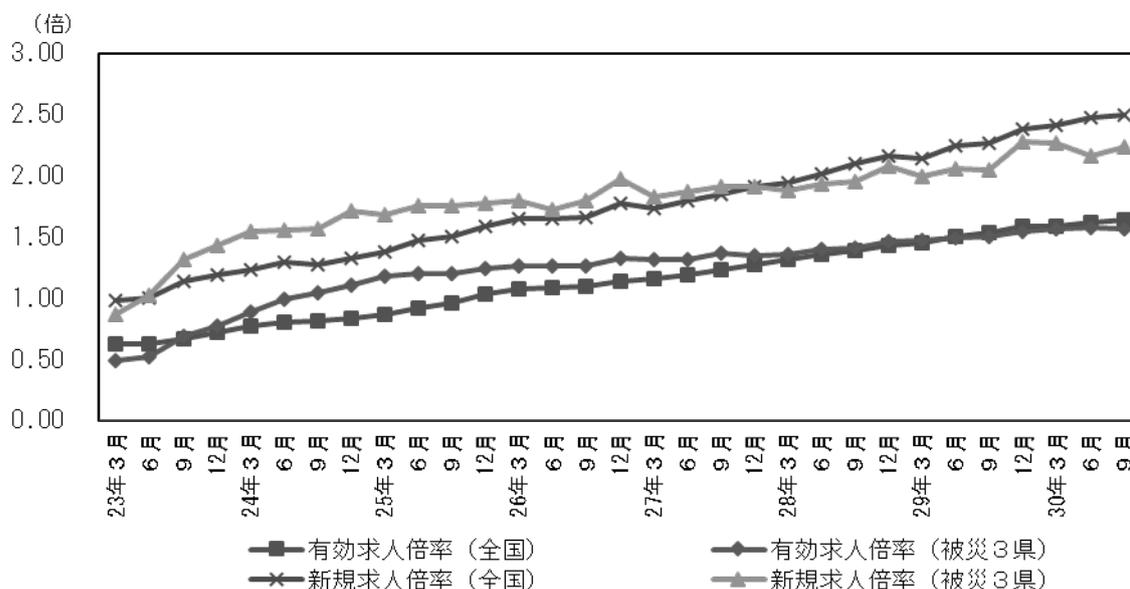
(4) 雇用の状況

被災 3 県においては、震災の影響により有効求人倍率は平成 23 年 4 月には 0.45 倍まで低下した。

現在、被災 3 県の雇用情勢は有効求人倍率が 3 県ともに 1 倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、人口減少等により、雇用者数は震災前の水準まで回復していない地域もある。

また、職業別にみると、介護関連、建設・採掘の職業、水産物加工関連の職業等では、求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチが生じている。

<参考：雇用の状況（雇用の動向）>



※ 厚生労働省調べ（平成30年9月時点）

<参考：雇用保険被保険者数の推移> 単位（人）「前年比」「8年前との比」は（%）

		平成30年9月	前年比	8年前との比	平成29年9月	平成22年9月	
3 県 計		1,688,646	0.7	11.9	1,677,074	1,509,395	
	岩手県		371,298	0.4	8.0	369,942	343,866
		久慈	13,015	▲0.8	12.5	13,124	11,569
		宮古	19,046	▲0.2	3.9	19,089	18,337
		釜石	18,450	▲0.2	3.0	18,494	17,921
	大船渡	16,749	0.4	3.3	16,689	16,219	
	宮城県		735,428	0.9	14.1	728,805	644,320
		気仙沼	18,308	0.3	▲0.6	18,257	18,414
		石巻	46,608	0.8	11.5	46,242	41,812
	塩釜	34,925	0.7	6.7	34,666	32,721	
	福島県		581,920	0.6	11.6	578,327	521,209
		相双	37,475	▲0.3	▲15.6	37,593	44,422
		平	96,983	1.3	18.3	95,738	81,992

※ 厚生労働省調べ（平成30年9月時点）

※ 安定所の管轄地域

久 慈：久慈市、九戸郡（洋野町、野田村）の一部、下閉伊郡のうち普代村

宮 古：宮古市、下閉伊郡の一部（田野畑村、岩泉町、山田町）

釜 石：釜石市、遠野市、上閉伊郡（大槌町）

大船渡：大船渡市、陸前高田市、気仙郡（住田町）

気仙沼：気仙沼市、本吉郡（南三陸町）

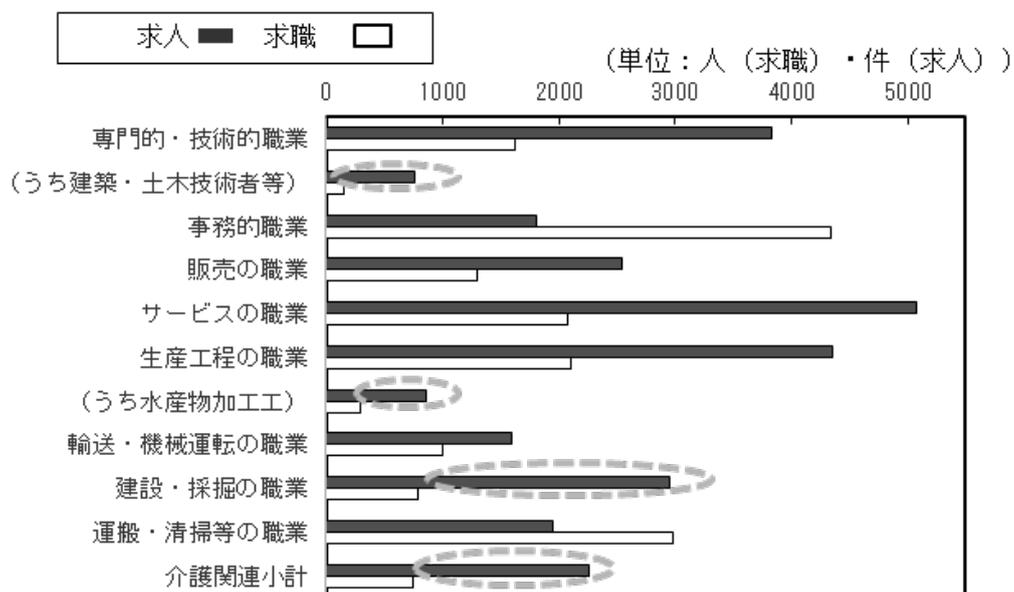
石 巻：石巻市、東松島市、牡鹿郡（女川町）

塩 釜：塩釜市、多賀城市、宮城郡（松島町、七ヶ浜町、利府町）、黒川郡のうち大郷町

相 双：相馬市、南相馬市、双葉郡（広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）、相馬郡（新地町、飯館村）

平：いわき市

<参考：雇用の状況（ミスマッチの例）ハローワークにおける求人・求職の状況）>



※ 数値は、久慈、宮古、釜石、大船渡、気仙沼、石巻、塩釜、相双、平、各安定所の総計。

※ 厚生労働省調べ（平成 30 年 9 月時点）

4 原子力災害からの復興

- ・ 廃炉・汚染水対策については、「中長期ロードマップ」に基づき、取組が着実に進展
- ・ 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除
- ・ 避難住民や事業者等に対して総額約 8 兆 3,529 億円の賠償が支払われた
- ・ ADR センターにおいて、18,382 件の和解が成立
- ・ 面的除染については、帰還困難区域を除き完了

(1) 事故収束（廃炉・汚染水対策）

廃炉・汚染水対策については、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

廃炉対策については、平成 30 年 1 月に、2 号機の格納容器内部に遠隔装置を入れて調査を行い、格納容器底部に燃料デブリと思われる堆積物を確認した。3 号機では、使用済燃料プールから燃料取り出しに向けて、同年 3 月から燃料取扱設備の試運転を開始した。その後、複数の不具合が発生したことから、設備の潜在的な不具合を抽出し再発防止を徹底するため、平成 30 年末を目途に安全点検や品質管理確認を実施することとした。平成 30 年度中頃を目途としていた燃料取り出し工程は改めて精査・見直しを行うこととなったが、安全確保を最優先に、着実に作業を進めていく。

汚染水対策については、同年 3 月に、深部の一部を除き凍土壁が完成し、サブドレン等の機能と併せ、汚染水の発生の大幅な抑制が図られている。一方で、汚染水は継続的に発生しているため、多核種除去設備（汚染水に含まれる放射線の 62 核種の濃度を低減するための設備）等で浄化処理した水（トリチウム等を含む）はタンクに貯蔵されているものの、タンクを建設するために適した用地は限界を迎えつつある。この処理水の取扱いについては、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」において、処分方法や処分した際の懸念について国民からの意見を聴取する説明・公聴会を開催するなど、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を進めている。

(2) 避難指示区域の状況

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の事故発生を受け、設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成23年12月の原子力災害対策本部決定に基づき、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域の3つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成25年8月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11市町村全てについて完了した。

その後、原子力災害対策本部決定に基づき、平成26年4月1日、田村市の避難指示が解除され、同年10月1日、川内村の避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しが行われた。また、平成27年9月5日、楡葉町において避難指示が解除された。さらに、平成28年6月12日に葛尾村、同年6月14日に川内村、同年7月12日に南相馬市において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。加えて、平成29年3月31日に飯舘村、川俣町及び浪江町、同年4月1日に富岡町において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。この結果、平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。今後も引き続き、住民の帰還実現に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生に取り組んでいく。

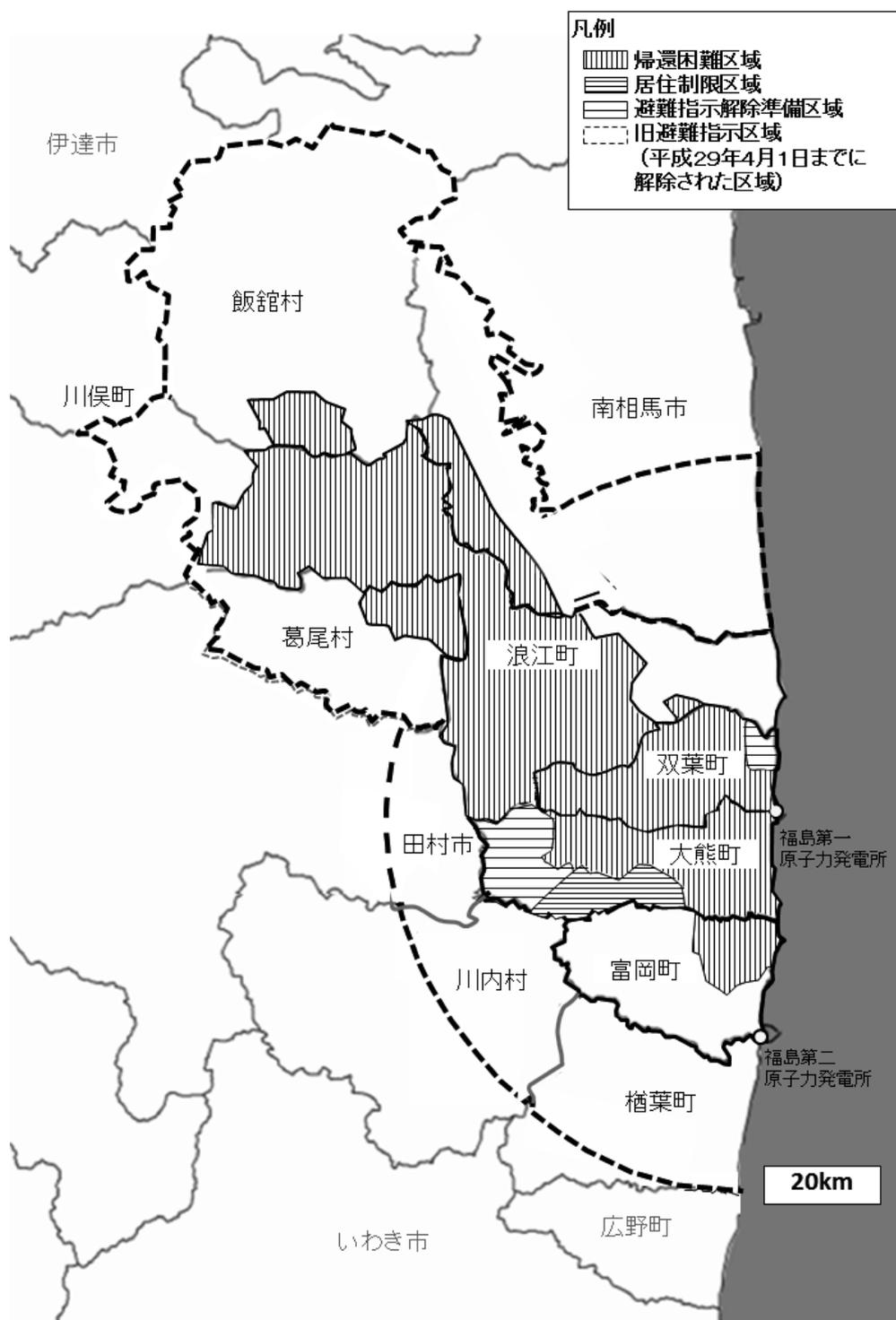
なお、平成30年4月時点で、避難指示区域からの避難対象者数は、約2.4万人となっている。

<参考：区域見直し後の避難指示区域>

<p>① 避難指示解除準備区域</p>	<p>避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実に確認された地域。</p> <p>同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。</p>
<p>② 居住制限区域</p>	<p>避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認された地域。</p> <p>同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。</p>
<p>③ 帰還困難区域</p>	<p>避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50 ミリシーベルトを超える地域。</p>

※ 平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定を基に作成

＜参考：避難指示区域の概念図（平成29年4月1日時点）＞



※ 内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

<参考：避難指示区域からの避難対象者数>

・避難指示区域からの避難対象者数	約 2.4 万人
避難指示解除準備区域	約 260 人
居住制限区域	約 360 人
帰還困難区域	約 2.3 万人

※ 市町村から聞き取った情報（平成 30 年 4 月 1 日時点の住民登録数）を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計

<参考：東日本大震災による福島県全体の避難者数>

福島県全体の避難者数	約 4.4 万人		
①福島県内への避難者数	約 1.0 万人		
②福島県外への避難者数	約 3.3 万人		
東京都	約 3.9 千人	新潟県	約 2.6 千人
茨城県	約 3.3 千人	千葉県	約 2.3 千人
埼玉県	約 3.2 千人	神奈川県	約 2.2 千人
栃木県	約 2.8 千人	山形県	約 1.9 千人
宮城県	約 2.7 千人	北海道	約 1.1 千人 等

※ 福島県発表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 1746 報)」
(平成 30 年 10 月 5 日公表)

(3) 賠償の状況

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針等を踏まえ、避難された住民や事業者等に対しては、平成 30 年 9 月時点で、総額約 8 兆 3,529 億円（本賠償として個人に対し約 3 兆 833 億円、法人・個人事業主などに対し約 4 兆 9,159 億円、自主的避難者に対し約 3,537 億円）の賠償金が支払われている。

また、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）では、指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、平成 30 年 9 月時点の速報値で、和解仲介手続きを終えた 22,641 件の 81%にあたる 18,382 件で和解が成立している。

(4) 除染の状況

平成 24 年 1 月に全面施行した、放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき、除染を実施している。

国が直轄で除染を行う除染特別地域については、平成 26 年 7 月までに 11 市

町村全てについて特別地域内除染実施計画の策定を完了し、平成 29 年 3 月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了した。その総数・総面積は、宅地約 2 万 2,000 件、農地約 8,500ha、森林約 5,800ha、道路約 1,400ha に及ぶ。

また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域についても、平成 30 年 3 月末までに全ての市町村で面的除染が完了した。その総数・総面積は、住宅約 57 万戸、公共施設等約 2 万 4,000 施設、農地・牧草地約 3 万 3,000ha、森林（生活圏）約 4,800ha、道路約 2 万 4,000km に及ぶ。

（５）放射線による健康への影響

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成 23 年度第 2 次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に 782 億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

当該基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、平成 30 年 3 月末時点で約 57 万人の回答があり、約 55 万人の推計が終了し、県全体では、推計期間が 4 か月未満の方及び放射線業務従事経験者の両方を除く約 47 万人のうち、99.8%が 5mSv 未満となっており、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

また、福島県は、内部被ばく線量を把握するためのホールボディ・カウンタ検査を希望する福島県民に実施しており、平成 30 年 8 月末時点で、受診者の 99.9%以上の方が 1mSv 未満であり、その他の方も含め、この結果について、福島県は「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」と評価している。

<参考：福島県「県民健康調査」における基本調査>

表. 外部被ばく実効線量推計状況

実効線量 (mSv)	放射線業務従事経験者を除く			
	人数	割合 (%)		
～1 未満	289,307	62.2	93.8	99.8
～2 未満	147,277	31.7		
～3 未満	25,729	5.5	5.9	
～4 未満	1,500	0.3		
～5 未満	505	0.1	0.2	0.2
～6 未満	390	0.1		
～7 未満	230	0.0	0.1	
～8 未満	116	0.0		
～9 未満	78	0.0	0.0	
～10 未満	41	0.0		
～11 未満	37	0.0	0.0	0.0
～12 未満	30	0.0		
～13 未満	13	0.0	0.0	
～14 未満	12	0.0		
～15 未満	6	0.0	0.0	
15 以上～	15	0.0		
計	465,286	100.0	100.0	100.0
最高値	25mSv			

※ 福島県公表資料より引用（平成 30 年 3 月末時点）

※ 原発事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から 7 月 11 日までの 4 か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

※ 推計期間が 4 か月未満の方を除く。

<参考：福島県におけるホールボディ・カウンタ検査>

表. 内部被ばくによる預託実効線量測定結果

	平成 23 年 6 月 27 日 ～平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 30 年 8 月 31 日	合計
1mSv 未満	15,384 名	319,411 名	334,795 名
1mSv	13 名	1 名	14 名
2mSv	10 名	0 名	10 名
3mSv	2 名	0 名	2 名
合計	15,409 名	319,412 名	334,821 名

※ 福島県公表資料より引用（平成 30 年 8 月末時点）

※ 平成 24 年 1 月までは、急性摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日に吸入摂取したと仮定）によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年 2 月からは、将来にわたった長期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮定）によって線量を評価している。

（注）預託実効線量：食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの累積線量を推計したもの。

Ⅱ 復興の取組

1 現場主義に立った復興加速化

政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」において復興期間を平成 32 年度までの 10 年間と定め、未曾有の大災害により被災した地域の復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。さらに、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興期間の後期 5 か年である平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付け、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指し、取組を進めてきた。

これまでの取組の結果、地震・津波被災地域においては、これまで 5 度にわたって講じてきた加速化措置等の成果もあり、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了し、住まいの再建も平成 30 年度末でおおむね完成する見込みである産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は「総仕上げ」に向けて着実に進展している。

また、福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。平成 29 年 4 月までに、大熊町・双葉町を除いた計 9 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。今後とも、福島の復興・再生は、中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

復興の加速化は、政府の最重要課題の一つである。「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生をさらに加速していく。

(1) 被災地共通の主要課題への対応

被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生は被災地共通の課題となっている。政府は、これらの課題に対し、被災地の現場の実情を把握しながら、復興のステージの移行を踏まえた取組を推進している。

被災者支援については、被災者の避難生活が長期化する中、被災者の健康面などの影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念されることから、被災者の心身のケア、被災者の移転に伴うコミュニティ形成の支援、生きがいづくりのための

「心の復興」、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援等に取り組んでいる。

住まいとまちの復興については、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、これまでも累次にわたる加速化措置を講じてきたところである。引き続き、災害公営住宅・高台移転の整備が計画通り進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援していく。また、まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠であることから、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

産業・生業の再生については、平成 26 年 6 月に策定した「産業復興創造戦略」に基づき、仮設店舗から本設店舗への移行、商業施設整備への支援・商店街の再建への支援を通じたまちのにぎわいの再生や、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた取組等を支援している。また、東北の観光は、根強い風評被害等の影響により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。このような状況を受け、平成 32 年の東北の外国人宿泊者数を 150 万人泊とする目標を設定し、平成 28 年度から観光復興の取組を強化している。

また、政府は、震災復興を契機として、日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、全国のモデルとなる「新しい東北」を創造することを目標としている。平成 26 年 4 月、復興推進委員会から「新しい東北」の目指すべき目標像等について提言された。これを踏まえ、これまで、国・地方公共団体のみならず、企業・大学・NPO など、民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、地域課題の解決に向けた先進的な取組を推進してきたところであり、これまでに蓄積されたノウハウ等の被災地内外での普及・展開を図るため、被災地の地方公共団体、事業者等に対する支援、復興関係者の取組の情報発信等を通じた関係者間の更なる連携の促進等の取組を進めている。

(2) 原子力災害からの復興・再生

福島原子力災害被災地域においては、事故収束（廃炉・汚染水対策）、放射性物質の除去等、避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化、事業・生業や生活再建・自立に向けた取組の拡充について、主に以下の取組をしている。

福島再生の大前提である東京電力福島第一原子力発電所の事故収束（廃炉・汚染水対策）については、事故炉の廃炉というこれまでにない大きなチャレンジとなる難題であるが、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏

まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

放射性物質の除去等については、平成 30 年 3 月末までに帰還困難区域を除き 8 県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。また、中間貯蔵施設については、用地取得を進めるとともに、施設の整備、除去土壌等の輸送を進めている。今後も、平成 28 年 3 月に公表した中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」に沿って事業を進めていく。また、特定廃棄物の処理については、福島県内において既存の管理型処分場を活用した埋立処分事業に係る対応を進めているほか、福島県外においても各県それぞれの状況に応じた対応を進めている。

避難指示の解除と帰還に向けた取組の充実については、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。このような中、平成 29 年 4 月までに、大熊町・双葉町を除いた計 9 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現した。引き続き、住民の帰還に向けた環境整備に取り組んでいく。また、被災者の生活の再建に向けた取組については、平成 30 年 7 月にとりまとめた対応強化策を踏まえ、支援機関や地方公共団体と連携して、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。

中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化については、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉、ロボットの拠点整備や研究開発プロジェクト、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。また、平成 29 年 5 月には、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号）が成立し、福島イノベーション・コースト構想が改正福島特措法に位置付けられた。平成 29 年 7 月に関係閣僚会議を、同年 11 月に原子力災害からの福島復興再生協議会の下に設置された分科会を立ち上げ、推進体制を抜本的に強化した。また、改正福島特措法に基づき福島県が策定した重点推進計画について、平成 30 年 4 月に内閣総理大臣が認定した。また、福島イノベーション・コースト構想における再生可能エネルギー等のエネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指す「福島新エネ社会構想」を平成 28 年 9 月に決定した。その後、平成 29 年 11 月に福島新エネ社会構想実現会議を開催し、取組のフォローアップを行うとともに、同年 12 月に再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議を開催し、同構想の進捗状況を報告するなど、取組を進めてきた。さらに、常磐自動車道の大熊 IC、双葉 IC 整備や、JR 常磐線

の全線開通に向けた取組を進める。帰還困難区域については、改正福島特措法に基づき、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしており、当該区域について、まずは特定復興再生拠点区域の整備を進め、5年を目途に避難指示を解除できるようにする。特定復興再生拠点区域については、平成30年5月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）の計画を認定し、帰還環境の整備を推進している。

事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組については、「福島相双復興官民合同チーム」が、発足以来、個別訪問などを踏まえ、事業者の、事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築に向けて取り組んできているほか営農再開に向けて平成29年4月から農業者への個別訪問の取組も行っている。また、平成29年9月からは、被災地方公共団体に専門家を派遣し、商業施設やまちづくり会社の創設・運営、企業誘致にかかる戦略策定などの支援を開始しており、これまで避難指示等の対象となった12市町村全てに対して支援を実施している。引き続き、個別訪問などを踏まえ、事業者の、事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築、営農再開に向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策を充実させる。福島の森林・林業の再生については、平成28年3月に「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめ、除染等の取組だけでなく、林業再生に向けた取組や住民の安全・安心の確保のための取組等を進めている。福島県における漁業の本格的な操業再開に向けて、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査等を行っている。また、福島県を中心として、農林水産業及び観光業において風評被害が続いている。このため、平成29年12月に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に沿った本年度の取組を早期かつ着実に実施するとともに、取組の更なる強化を検討することなどを、復興大臣から各府省庁に指示をした。今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評対策を強力に推進する。

2 被災地共通の主要課題への対応

(1) 被災者支援

①被災者支援に関する取組

(i) これまでの取組

避難生活が長期化する中、被災者の心の健康への影響や、コミュニティの形成等、復興の進展に伴う様々な課題に対応するため、平成 27 年 1 月、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための対策を取りまとめた。

<参考：被災者支援（健康・生活支援）総合対策（ポイント）>

項目名	今後の方向性
支援体制の充実と心の復興	<ul style="list-style-type: none">・見守り活動を行う相談員や復興支援員の確保等の被災者の見守り等の活動の更なる推進・被災者の生きがいづくりを支援する「心の復興」事業の実施
住居とコミュニティ形成への支援	<ul style="list-style-type: none">・災害公営住宅におけるコミュニティの形成のため、地域のコミュニティ活動立ち上げへの支援や、入居者募集方法の工夫に関する情報の提供・災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成への支援
子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none">・被災した子どもに対する総合的な支援の推進・教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣・福島県における子どもに対する支援

平成 27 年度、「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、地方公共団体が策定する事業計画の下、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援した。

(ii) 被災者支援総合交付金を活用した支援

平成 28 年度は、「被災者健康・生活支援総合交付金」を拡充し、「被災者支援総合交付金」を創設した。

避難生活の長期化や災害公営住宅への移転の本格化など復興のステージの進展に伴い生じる課題に対応するため、「被災者支援総合交付金」につい

て、生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業を追加し、関連事業を統合するなどの拡充を図り、地方公共団体における被災者支援の取組を一体的に支援している。

平成 29 年度は、仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業を同交付金の対象に加えた。

<参考：被災者支援総合交付金の支援メニュー>

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
①被災者支援総合事業	・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート
	・コミュニティ形成支援 ・県外避難者支援 ・被災者支援コーディネート
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
②被災者見守り・相談支援事業	
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
IV. 被災地における健康支援	
④被災地健康支援事業	
V. 子どもに対する支援	
⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

(iii) 被災地で支援に携わる方への支援

被災者の置かれた状況やニーズが多様化し、きめ細かな対応が必要となる中で、復興のステージに応じた先行事例等を整理した「事例に学ぶ生活復興（平成 30 年 3 月発行）」を公表し、被災者の生活復興を支援している。

(iv) 被災者の心身のケア

被災者が地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことが重要であることから、高齢者などに対する日常的な見守り・相談支援、高齢者の交流

機会を創る活動や子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業に取り組んでいる。

また、専門的な心のケアを必要とする方に適切に対応するため、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っている。

(v) 被災者の移転に伴うコミュニティ形成等の支援

災害公営住宅への入居や仮設住宅の集約化が進んでいることから、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、生活の重要な要素であるコミュニティの形成支援に取り組んでいる。

また、学校校庭にある仮設住宅への対応に関し、地方公共団体における取組を支援している。

(vi) 被災者の住宅・生活再建に関する相談支援

一人暮らしの高齢者など、生活再建に問題を抱える方々への相談支援が重要な課題となっていることから、被災者の円滑な住宅移転や生活再建のため、住宅・生活の再建計画づくり、手続きのサポートなどの相談支援に取り組んでいる。

(vii) 県外避難者への支援

避難生活が長期化する中で、県外避難者の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供は、重要な課題となっている。特に福島県では、平成29年3月末で避難指示区域外（平成27年6月15日時点のもの）の避難者に対する応急仮設住宅の提供が終了し、県による新たな支援策に移行したこと、また、平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現したことから、避難者の帰還・生活再建を円滑に進めるため、住まいに関する意向調査や戸別訪問の実施などに重点的に取り組んでいる。

(viii) 子どもに対する支援

子どもたちが抱える課題を解決するため、子どもをもつ家庭などへの訪問による健康相談、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、子どもの心と体のケア、学習支援、就学支援など、被災した子どもの支援に取り組んでいる。

②多様な担い手による活動への支援

震災発生から7年6か月以上が経過し、被災地のニーズが多様化する中、NPO やボランティア団体等がよりきめ細かい支援を行い、活動を円滑に進められるよう、NPO 等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、平成24年以降毎年情報提供している。

福島県浜通り等地域において、行政とNPO等多様な主体の連携・協働を、「NPOとは何か」「協働の具体手事例」「コミュニティ形成」をテーマとして設定し、促すためのきっかけづくり、つながりづくりを目的とした連続交流会を平成30年1月から7月までの間に3回開催した。

また、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集し、公表（初版平成24年11月、第18版平成30年9月。）するとともに、平成30年6月には、いわて男女共同参画フェスティバル2018においてパネル展示をする等被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

(2) 住まいとまちの復興

①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

住まいの再建は、着実に進捗している。県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が「住まいの復興工程表」に沿って進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援している。

まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

(i) 住宅再建・復興まちづくり

一日も早く被災者に恒久住宅に移っていただくため、災害公営住宅や高台移転について、今年度末までに、おおむね完了を目指している。

これまでも、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施工体制の確保など、各々の復興のステージにおいて事業の隘路^{あいろ}となる課題に対して、累次にわたる加速化措置を講じてきた。引き続き事業の円滑化及び計画通りの整備を進めるため、工事加速化支援隊により県・市町村を直接訪問するなど、県・市町村に対し事業進捗のきめ細かな支援を実施している。

また、復興のステージに応じた地域の課題に対し、引き続き復興交付金（効果促進事業）を活用し、支援を実施している。

生活再建のための被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、低利の災害復興住宅融資の供給や、住宅の自力再建のための借入れに係る利子相当額の補助、資材調達支援や職人紹介支援を行う「マッチングサポート制度」の実施など、住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進している。

<参考：これまでの加速化措置の主な内容>

加速化措置	主な内容
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第一弾（平成 25 年 3 月）	・被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第二弾（平成 25 年 4 月）	・所有者不明等の用地取得が困難となるケースに速やかに対応するため、防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化、土地収用手続の効率化等の手続の簡素化を実施
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第三弾（平成 25 年 10 月）	・加速化措置第二弾に引き続き、用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるため、手続きを画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」を策定
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第四弾（平成 26 年 1 月）	・市街地の復興が進むとともに、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を策定
住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第五弾（平成 26 年 5 月）	・民間住宅の自立再建を支援するため、復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を作成 ・これまでの用地取得の迅速化をさらに強化した「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」を取りまとめ
住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策（平成 27 年 1 月）	・これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、これまでの加速化措置を充実・補完

<参考：住まいの復興工程表（平成30年3月末時点）>

（単位：戸）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	(調整中)	計画
岩 手 県	民間住宅等用地	1,009	2,387	4,166	6,071	7,188	7,360	7,479	-	7,479
	災害公営住宅	1,525	3,168	4,594	5,284	5,679	5,865	5,865	-	5,865
	合計	2,534	5,555	8,760	11,355	12,867	13,225	13,344	-	13,344
宮 城 県	民間住宅等用地	2,371	5,066	7,267	8,302	8,851	8,893	8,893	-	8,893
	災害公営住宅	5,288	9,812	13,784	15,415	15,823	15,823	15,823	-	15,823
	合計	7,659	14,878	21,051	23,717	24,674	24,716	24,716	-	24,716
福 島 県	民間住宅等用地	594	730	1,294	1,817	1,838	1,854	1,854	-	1,854
	災害公営住宅 (津波・地震向け)	1,617	2,600	2,758	2,807	2,807	2,807	2,807	-	2,807
	災害公営住宅 (原発避難者向け)	509	1,167	3,400	4,707	4,767	4,767	4,767	(123)	4,890
	災害公営住宅 (帰還者向け)	-	0	69	283	293	369	369	-	369
	合計	2,720	4,497	7,521	9,614	9,705	9,797	9,797	(123)	9,920
3 県 合 計	民間住宅等用地	3,974	8,183	12,727	16,190	17,877	18,107	18,226	-	18,226
	災害公営住宅	8,939	16,747	24,605	28,496	29,369	29,631	29,631	(123)	29,754
	合計	12,913	24,930	37,332	44,686	47,246	47,738	47,857	(123)	47,980

※ 民間住宅等用地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

(ii) 生活環境の整備

被災市町村における造成後の宅地の早期有効活用に向けては、市町村において、まちの将来イメージ等の提示やマッチング等の取組が進められている。国においても、各地方公共団体の取組事例の紹介や助言を行うなど、これらの取組を支援している。

被災市町村の防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に向けては、これまで、土地の交換に伴う免税措置を講じ、土地利用計画策定や公有地の集約促進のための支援策をとりまとめ、市町村へ周知を行ってきた。平成29年6月には「防集移転元地等の活用に関する事例集（追加版）」の公表・周知を行った。これらの支援もあり、被災地においては、公有地を集約した産業用地への企業進出や、民間事業者による農業施設整備など、様々な形での利活用が始まっている。

地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例等を活用し、応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保や、持続可能な地域公共交通ネット

ワークの形成に資する取組を支援している。

(iii) 被災地における医療及び介護の提供体制の確保の支援

東日本大震災により、被災地の医療施設は大きな被害を受けた。被災した医療施設の早期復旧・復興を支援するため、地域医療再生基金を被災各県について拡充（合計約 1,929 億円を交付）し、被災各県では、地域医療再生計画及び医療の復興計画に基づき各種事業を実施し、医療提供体制の再構築に取り組んでいる。この結果、平成 30 年 6 月末現在、震災により入院受入に支障を生じた病院の 98%（182 病院中病院 178）において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となるなど、医療提供体制の再構築が進んでいる。

また、介護施設、障害者施設も大きな被害を受けた。このため、施設復旧のための費用（社会福祉施設等災害復旧費補助金）を確保し、介護・福祉提供体制の再構築に取り組んでいる。この結果、平成 30 年 9 月時点で、施設の復旧が必要な介護施設の 96%（500 施設中 482 施設）が復旧し、平成 30 年 3 月時点で障害者施設も 95%（311 施設中 295 施設）が復旧している。

介護・福祉人材については、被災各県においても、介護関連職種の有効求人倍率が震災前よりも高くなるなど、不足している状況にある。このため、離職した介護人材の呼び戻しを図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、就職説明会の開催、介護人材キャリアアップ研修の実施、施設内保育施設の運営など、長期的な観点から介護従事者の確保のために地域の実情に応じて行う取組を支援している。

さらに、市町村が地域の特性に応じ、医療・介護・住まい等を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金により、市町村の在宅医療・介護サービスの充実等のための取組を支援している。

②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

「集中復興期間」において、生活に密着したインフラの復旧は、全体としておおむね終了した。現在は、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、計画的に復旧・復興事業を進めている。

(i) 道路

平成 30 年度には、東北横断自動車道釜石秋田線（釜石～花巻）の全線と、三陸沿岸道路の仙台から釜石までの約 9 割の開通を目指して整備を行っている。

三陸沿岸道路の山田宮古道路(山田 IC~宮古南 IC)は平成 29 年 11 月に、南三陸道路(南三陸海岸 IC~歌津 IC)は平成 29 年 12 月に、宮古田老道路(田老真崎海岸 IC~田老北 IC)、田老岩泉道路(田老北 IC~岩泉龍泉洞 IC)、本吉気仙沼道路(大谷海岸 IC~気仙沼中央 IC)は平成 30 年 3 月に、唐桑高田道路(陸前高田長部 IC~陸前高田 IC)は平成 30 年 7 月に、吉浜釜石道路(吉浜 IC~釜石南 IC)は平成 30 年 8 月に開通した。東北中央自動車道の相馬福島道路(相馬玉野 IC~霊山 IC)は平成 30 年 3 月に開通した。

復興道路・復興支援道路は全体 570 kmのうち 523 km・約 9 割が開通又は開通見通しが確定している。また、常磐自動車道の大熊 IC、双葉 IC について、それぞれ平成 30 年度、平成 31 年度までの供用を目指して整備を行っている。さらに、常磐自動車道のいわき中央 IC~広野 IC、山元 IC~岩沼 IC について、復興・創生期間内のおおむね 5 年での完成を目指して 4 車線化事業を行っている。広野 IC~山元 IC については、6 か所、計 13.5km において付加車線を設置することとした。

(ii) 鉄道

JR 山田線(宮古~釜石)については、平成 31 年 3 月の運転再開を目指して取り組んでいる。

JR 大船渡線(盛~気仙沼)、気仙沼線(気仙沼~柳津)については、平成 28 年 3 月までに BRT による本格復旧で合意したところであり、関係者で連携し、更なる利便性向上に取り組んでいる。

JR 常磐線については、平成 31 年度末までの全線開通に向けて取り組んでいる。

(iii) 港湾

釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤が平成 29 年度に完成し、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設 131 か所の全てで本復旧工事が完了した。

また、小名浜港においては、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として必要な施設整備を推進しており、宮古港においては、平成 30 年 6 月に室蘭港との間で岩手県初のフェリー航路が開設された。

(iv) 海岸対策

海岸対策については、平成 30 年 6 月末時点で 97%が着工済みとなっており、約 5 割の箇所が完了した。引き続き、平成 32 年度までの完了を目指し、関係者で連携して速やかに復旧・復興が進むよう支援を行う。

(v) 農林水産関係

農地・農業用施設については、平成 30 年度までの復旧完了を目指し、がれき・ヘドロの除去、除塩や畦畔の修復等の復旧を進め、平成 30 年 6 月末現在、津波被災農地のうち 89%（農地転用された農地等を除いて整理。）で営農再開が可能となっている。また、農地等の復旧と併せ農地の大区画化・利用集積等を行う取組に対し支援している。

海岸防災林については、平成 32 年度までの復旧完了を目指し、林帯地盤等の復旧が完了した箇所から順次植栽を行っており、平成 30 年 6 月末現在、63%で完了した。

漁港・漁場等については、平成 30 年度までの復旧完了を目指し整備を進めており、平成 30 年 6 月末現在、漁港については、100%で陸揚げが可能となり、漁場については、養殖漁場の 99%・定置漁場の 100%でがれきの撤去が完了している。また、品質・衛生管理の向上等による流通機能の強化・高度化や漁業者等が操業中に回収したがれきの処理を支援している。

(3) 産業・生業の再生

被災地域での産業を復興し、生業の再生を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つである。

これまで、仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備等の災害復興施策として前例のない支援により、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んだ。観光業では、平成 28 年度から観光復興関連予算を大幅に増額し、東北の観光振興の取組を進めている。また、農林水産業では、農地・農業用施設や漁港施設、漁船、養殖施設等の生産基盤の復旧等が進んだほか、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた活動を支援している。

①産業復興の加速化

(i) 仮設店舗等から本設店舗等への移行

早急な事業再開を支援するため、各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等の整備を行っており、平成 30 年 9 月末時点で、被災 6 県での仮設施設の竣工数は以下のとおりである。

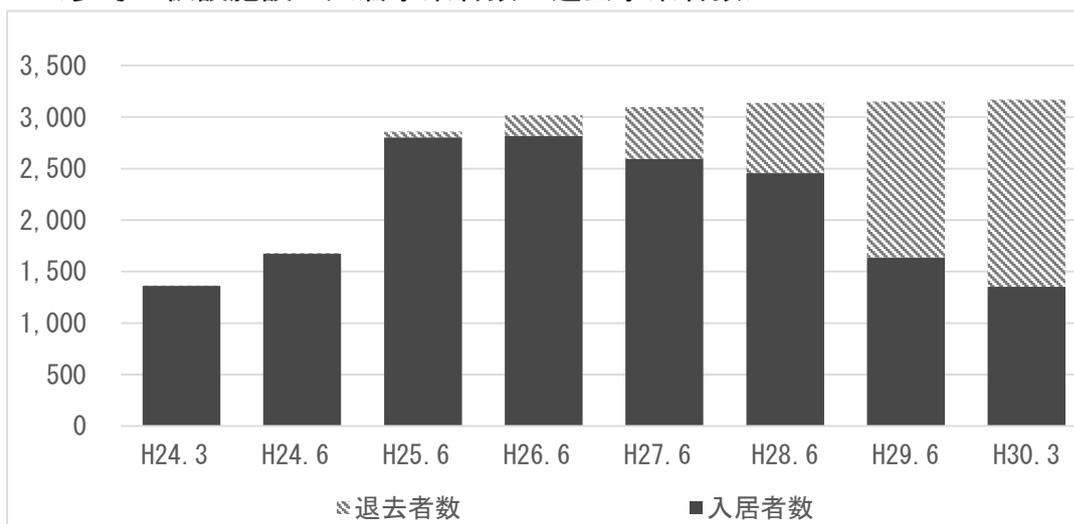
これらの仮設施設に 1,240 事業者（平成 30 年 6 月末時点）が入居している。グループ補助金による本設店舗等の自立再建支援や、津波・原子力災害雇用創出企業立地補助金による共同店舗型商業施設の整備などを通じて、1,939 事業者が退去し、本設施設への移行が進んでいる。

<参考：仮設施設の竣工数>

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	27	362	149	108	1	1	648

※（独）中小企業基盤整備機構調べ（平成30年6月末時点）

<参考：仮設施設の入居事業者数・退去事業者数>



※（独）中小企業基盤整備機構調べ（平成30年3月末時点）

(ii) 商業施設整備への支援・商店街の再建

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要がある。平成26年1月、商業集積・商店街の再生加速化に向けた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を取りまとめた。

具体的には、

- ・市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順（「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」）を作成し、まちづくりに関わる地方公共団体職員等の業務遂行の手引きとして提示
- ・商業集積等に携わるまちづくり担当者に対する研修の実施
- ・商業施設用地の整備に併せ、震災で失われた商業機能の復旧のために整備する商業施設等の整備に対する補助

等が盛り込まれている。

これを踏まえて、東日本大震災被災地域まちなか再生計画の認定要領を策定し、これまでに以下の10地方公共団体の「まちなか再生計画」について認定を行った。これらの計画に基づき、各地方公共団体で共同店舗型商業施設が開業又は開業予定となっている。

	計画名（認定日）	主な計画の内容
1	女川町まちなか再生計画 （平成 26 年 12 月 19 日認定）	2 地区に分散していた市街地を町の中心となる女川浜地区に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「シーパルピア女川」平成 27 年 12 月開業 ※「ハマテラス」平成 28 年 12 月開業
2	山田町まちなか再生計画 （平成 27 年 3 月 24 日認定）	南北に拡散していた市街地を JR 陸中山田駅付近に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「オール」平成 28 年 11 月開業
3	石巻市まちなか再生計画 （平成 27 年 7 月 10 日認定）	中心市街地の主要エリアに公共施設、商業施設、観光交流施設等が集積したコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「石巻テラス」平成 28 年 12 月開業
4	南三陸町まちなか再生計画 （平成 27 年 10 月 2 日認定）	従来のにぎわいの拠点であった 2 か所の中心地区に、商業施設や交流施設等を配置し、それぞれコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「南三陸さんさん商店街」平成 29 年 3 月開業 「南三陸ハマーレ歌津」平成 29 年 4 月開業
5	陸前高田市まちなか再生計画 （平成 28 年 1 月 15 日認定）	従来を中心市街地を山側に移動・集約し、公共施設、商業施設等が集積するコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「アバッセたかた」平成 29 年 4 月開業
6	大船渡市まちなか再生計画 （平成 28 年 2 月 9 日認定）	従来を中心市街地を JR 大船渡線の東側に集約し、公共施設、商業施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「キャッセン大船渡」平成 29 年 4 月開業
7	いわき市久之浜・大久地区まちなか再生計画 （平成 28 年 2 月 9 日認定）	従来在市街地に、公共施設、商業施設を中心として住宅地を配置し、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「浜風きらら」平成 29 年 4 月開業
8	名取市閑上地区まちなか再生計画 （平成 30 年 1 月 30 日認定）	水辺にあるまちの特徴を活かし、地域住民のニーズに応えつつ、観光需要を取り込む商業施設を中心に配置することで、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「かわまちてらす閑上」平成 31 年春開業予定

9	釜石市鵜住居地区まちなか再生計画 (平成30年6月29日認定)	市内で最も震災被害の大きかった地区に商業施設等を整備し、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「鵜住居地区商業施設(仮称)」平成31年夏開業予定
10	気仙沼市内湾地区まちなか再生計画 (平成30年10月12日認定)	かつての中心市街地であった内湾地区に商業施設等を整備し、生活利便性の向上及び観光の拠点となる市街地の形成を図る。 ※「スローストリート(仮称)」平成31年春開業予定

(iii) 施設・設備の復旧支援

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、中小企業等グループ補助金において、平成30年8月までに713グループ、計11,485事業者(北海道内で6グループ、青森県内で10グループ、岩手県内で130グループ、宮城県内で238グループ、福島県内で262グループ、茨城県内で58グループ、栃木県内で1グループ、千葉県内で8グループ)の施設・設備の復旧を支援している。

(iv) 企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害地域等の産業復興を加速するため、企業立地等に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を加速させるため、雇用の場の確保に取り組んでいる。

<参考：各企業立地補助金の執行状況（平成30年9月末時点）>

補助金名	対象地域	交付決定件数 (交付決定額)
ふくしま産業復興企業立地支援事業	福島県全域（避難指示区域等を除く。）	417件 (約1,697億円)
原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金	宮城県、栃木県、茨城県	75件 (125億円)
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。）	372件 (約1,429億円)
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	福島県12市町村の避難指示区域等	40件 (約237億円)

(v) いわゆる二重債務問題への対応

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、各県の産業復興相談センター・産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じている。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成30年9月時点で、事業再建等に関する相談件数が2,816件、支援決定を行った案件は737件となっている。産業復興相談センター・産業復興機構では、平成30年9月時点で、事業再建等に関する相談件数が6,304件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件は債権買取決定338件を含む1,198件となっている。

なお、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定を行う期間に関し、平成30年2月に、議員立法により、支援決定期間を約3年間延長したことから、延長後の支援決定を行う期間は平成33年3月31日までとなっている。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会を中心に、破産手続等の法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年7月策定）に沿って支援が行われている。これまでの個別相談件数は5,894件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は5件、債務整理の成立件数は1,369件となっている（平成30年9月時点）。

＜参考：東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構及び個人債務者の私的整理に関するガイドラインの相談受付の状況＞

	相談受付件数	支援件数・成立件数
東日本大震災事業者再生支援機構	2,816 件	737 件（支援決定件数）
産業復興相談センター・産業復興機構	6,304 件	1,198 件（金融支援件数） （うち債権買取決定 338 件）
個人債務者の私的整理に関するガイドライン	5,894 件	1,369 件（成立件数）

※ 復興庁調べ（東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構は平成 30 年 9 月 30 日時点、個人債務者の私的整理に関するガイドラインは平成 30 年 9 月 28 日時点）

(vi) 資金繰り支援

被災中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、政府系金融機関による東日本大震災復興特別貸付、信用保証協会による東日本大震災復興緊急保証を実施している。制度創設から平成 30 年 8 月末時点までの実績は、東日本大震災復興特別貸付で約 30 万 2 千件（総額約 6 兆 1 千億円）、東日本大震災復興緊急保証で約 13 万 8 千件（総額約 2 兆 8 千億円）となっている。

(vii) 販路開拓、新事業の立ち上げ等支援

大手企業のノウハウやアイデア等を被災地域企業に提供する地域復興マッチング「結の場」を平成 24 年以降、22 回開催し、延べ 183 社の地域企業と、576 社の支援企業が参加し、264 件の連携事業（成果が取りまとまった 18 回の開催分）が成立した。

また、被災地企業の新産業の創出等につながる新たな事業に対して、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員によるハンズオン支援の実施や、被災地企業の新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、生産性向上・効率化等を目的に、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家・専門機関を派遣する事業を実施している。平成 29 年度までに、被災地域企業新事業ハンズオン支援事業では 62 件（105 社）、専門家派遣集中支援事業では 119 件の支援を実施している。

加えて、被災地企業の販路開拓を図るため、大学、公的研究機関、大手企業等との連携の機会を提供し、試作品製作等を支援する福島県等復興産学官連携支援事業で 12 件の支援を行っている。

さらに、平成 30 年度においては、東日本大震災からの復興に取り組む事業者、民間団体、市町村等の資金調達手法を多様化するため、被災地企業の

資金調達等支援事業（復興庁クラウドファンディング支援事業）を実施している。

(viii) 人材確保対策

被災地域、特に津波被害の大きかった三陸沿岸部や原子力災害被災地域では、人手不足が深刻化しており、産業復興を着実に進めるためにも人手不足の解消に取り組むことが重要である。

そのため、平成 29 年度から、関係省と連携して被災地における人材確保対策をとりまとめ、若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、企業の生産性の向上や人材獲得力向上、企業の連携による競争力の向上、好事例の横展開を支援する以下の事業等を実施している。

○伴走型人材確保・育成支援モデル事業

- ・学生の成長や企業の経営課題の解決に資する長期滞在型・課題解決型インターンシップを実施。
- ・約 3 か月の社会人向けトライアル就業プログラムを実施。
- ・企業に人材確保・定着・育成等を助言・指導。

○企業間専門人材派遣支援モデル事業

- ・大企業でキャリアを積んだ現場型の専門人材等を被災地企業へ出向等により長期派遣。

○被災地域人材確保対策調査事業

- ・被災地で人材確保に成功した企業のノウハウを展開するため、取組事例集を作成し、配布。

○東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業

- ・被災地域の中小企業の人材確保力、定着力等の向上のため、セミナーの開催や専門家による個別指導を実施。
- ・首都圏の人材に対し、被災地域の中小企業の魅力を PR するイベントを実施するとともに、マッチングを支援。

○事業復興型雇用確保事業

- ・中小企業等に対する産業政策と一体となった雇用面の支援として、被災求職者の雇入れ費用に係る助成及び求職者（被災地外の求職者も含む）の雇入れに伴う住宅支援費用助成を実施。

(ix) 造船業の復興支援

被災造船事業者の協業化・集約化による漁船の製造・修理拠点の復興を加速するため、造船業等復興支援事業費補助金について8件、約114億円の採択を行い、平成30年9月までに7件の補助事業が完了した。

(x) 産業復興の推進に関するタスクフォース

被災地域での産業を復興し、生業の再建を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つであることから、平成26年4月、復興大臣の下に関係省庁からなる「産業復興の推進に関するタスクフォース」を立ち上げた。

平成26年6月、創造的な産業復興を「新しい東北」の創造とともに実現するため、理念、目標像、施策体系、加速化の体制などをまとめた「産業復興創造戦略」を策定した。また、復興施策を下記の5つの体系に分けて整理した。

- ・企業チャレンジの促進
- ・人的基盤の再整備
- ・産業基盤の再構築
- ・内外の民間活力の結集
- ・東北の成長の取り込み

平成27年から、「産業復興施策の重点」を毎年取りまとめている。

平成30年3月には、下記の4点を重点課題とした「平成30年度 産業復興施策の重点」を取りまとめた。

- ・産業復興の加速と事業者の自立
- ・農林水産業の再生
- ・観光の振興と交流人口の拡大
- ・原子力災害からの産業・生業の再生

②農林水産業の再生

農業の復旧・復興については、津波により被災した農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧を計画的に進めるなど、営農再開に向けて取り組んできており、営農再開後もきめ細かい支援を行っている。さらに、農地等の復旧と合わせた農地の大区画化、大規模施設園芸等の先進的な取組、先端技術を駆使した生産・加工技術等の大規模実証研究の成果の普及等を行っている。また、放射性物質による汚染に対し、風評の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを行っている。また、被災県を含む全国において、GAP（農

業生産工程管理)の取組が進められているところであるが、特に、福島県においては県を挙げて、GAP 認証の取得日本一を目指して取り組んでおり、こうした GAP 推進の取組を支援している。

林業・木材産業の復旧・復興については、被災者の住宅再建及び被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及を推進している。また、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大に向けた間伐・路網整備や木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備、川上と川中・川下の連携による需給情報の共有化の徹底や民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築など、木材の需要拡大と安定供給の確保による林業の成長産業化に向けた取組を支援している。

水産業・漁村の復旧・復興について、被災地沿岸部は全国屈指の豊かな漁場に恵まれた地域であり、それぞれの漁業の特色や被災状況に応じ、必要な支援を実施してきた。被災した漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港については、高度衛生管理対応の荷捌き所等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興にも取り組んでいる。漁業・養殖業については、地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に適応した安定的な生産体制を構築する漁業協同組合等の取組への支援を行っている。水産加工業については、設備等の生産能力の復旧が進む中、複数の水産加工業者等が連携して販路開拓や人材育成等を行う先進的な取組等を支援している。

(4) 観光の振興

観光は地域産業全体に影響する裾野が広い分野であり、風化防止、風評の払拭という観点からも、観光復興は重要な意義を有している。一方で、東北の観光は、根強い風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。

このような状況を受け、東北の観光復興を力強く推進するため、平成 28 年度から観光復興関連予算を大幅に増額し、東北の外国人延べ宿泊者数を平成 32 年には 150 万人泊とする目標を設定した。具体的には、以下の取組等を実施している。

(i) 東北観光復興対策交付金

地方公共団体に対して、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組を交付金により支援。

(ii) 東北観光復興プロモーション

東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

(iii) 「新しい東北」交流拡大モデル事業

外国人の交流人口拡大につながる新たなビジネスモデルの立ち上げを目指し、民間の取組をモデル事業として支援。

(iv) 福島県観光関連復興支援事業

福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光の取組について支援。

(5) 「新しい東北」の創造に向けて

震災復興に当たっては、単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」の創造に向け、取組を推進する必要がある。

①復興推進委員会における審議過程

復興推進委員会では、「新しい東北」の創造について、平成25年3月から調査・審議が開始された。課題解決の「鍵」は現場にあるとの認識に立ち、現地調査を行うとともに、被災地の声を丁寧に聞きつつ、既に地域に芽生えている先進事例の掘り起こしが行われた。また、被災地をよく知る各分野の専門家を集めた懇談会を開催するなど、専門的見地からの検討も行われた。

これらの成果について、復興推進委員会で全体的視点から議論が行われ、平成26年4月に「新しい東北」の目指すべき目標像等について提言された。

提言では、「新しい東北」の将来像として、以下の5つの社会を取り上げ、それぞれの目標像やこれに向けた取組状況等が示された。

- ・元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- ・「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- ・持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- ・頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- ・高い発信力を持った地域資源を活用する社会

②「新しい東北」の創造に向けた取組の推進

「新しい東北」の創造に向けた取組の推進に当たっては、企業・大学・NPO等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、官民が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要である。また、被災地で進む先進的な取組を加速化させるとともに、取組を通じて蓄積されたノウハウを普及・展開することが必要となる。

こうした認識の下、復興庁では、(i) 先進的な取組の加速化、(ii) 官民連携を推進する情報基盤の整備、(iii) 「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開、(iv) 情報発信の強化等の取組を進めている。

(i) 先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既に先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の創造に向けては、全国モデルとしていくため、こうした先進的な取組を加速化することが重要である。

このため、復興庁では、平成25年度から平成27年度まで「新しい東北」先導モデル事業を実施した。復興推進委員等の有識者の意見を踏まえた上で、既に芽生えている先進的な取組を選定し、プロジェクトの立ち上げ段階に必要なソフト面の取組を包括的に支援し、平成25年度66件、平成26年度95件、平成27年度55件と、3か年で合計216件の事業を支援した。

平成28年度以降は、蓄積されたノウハウ等の普及・展開に取り組んでいる。

また、(4)で述べたとおり、観光復興に向けて、東北における外国人交流人口の拡大を目的とした事業（「新しい東北」交流拡大モデル事業）を平成28年度から実施している。

(ii) 官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業・大学・NPO等）により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした取組をより一層活性化し、被災地での普及・展開を進め、東北の持続的な活力に結び付けていくためには、被災地で活動している幅広い担い手が、互いの取組状況やノウハウに関する情報共有や意見交換を行うことができる基盤づくりを進める必要がある。

このため、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPO等のトップを設立発起人として、平成25年12月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立し

た。平成 30 年 9 月時点で 1,311 法人・団体の会員を擁している。

「新しい東北」官民連携推進協議会においては、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、会員等が対面で情報共有や意見交換を行うことができる場として「交流会」を開催しており、各種支援と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の普及・展開等のきっかけづくりの場を提供している。なお、「交流会」は、平成 25 年 12 月の「新しい東北」官民連携推進協議会の設立後、これまでに 11 回開催している。

(iii) 「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開

これまでの「新しい東北」の創造に向けた取組の推進により蓄積されたノウハウについては、被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じて普及・展開を図ることとしており、具体的には以下のような取組を行っている。

平成 26 年度においては、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、地方公共団体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設置した。

「地域づくりネットワーク」では、地方公共団体等が、地域の課題解決に向け、先進的な取組の導入に積極的に取り組むことができるよう、まちづくりの推進やコミュニティの形成に向けた取組状況、ノウハウ、先進事例等の情報共有を行うことができる場を提供している。平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、地方公共団体に対し、課題発見から課題解決事業の企画立案に対するきめ細かな支援（自治体版ハンズオン支援事業）を実施した。平成 29 年度からは支援対象を NPO 等にも拡大して支援を行っている（地域づくりハンズオン支援事業）。

また、民間事業者や社会的企業において、そのノウハウや新たな発想を生かし、積極的な起業や新規事業の立ち上げが進むよう、必要な資金提供が受けられる環境整備等に取り組む必要がある。

このため復興庁では、平成 25 年度からビジネスコンテストを開催し、審査過程で、応募案件の事業化に向けた専門家のアドバイスを提供するとともに、受賞案件について情報を発信する機会を設けるなど、投資家や起業支援団体などの事業パートナーの発掘等に向けた側面的な支援も行っている。

平成 26 年度には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、金融機関等をメンバーとする「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」を設置し、金融機関等と産業復興に関する情報共有、共通の課題についての意見交換等を行うなど、被災地での新たな資金供給の創出を目指した取組を実施してい

る。

平成 27 年度においては、さらに、産業復興の中核を担う被災地域の民間企業による創造的な事業活動への挑戦を効果的に支援するため、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制を構築し、企業復興支援体制を強化するため、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、「企業連携グループ」を設置した。

「企業連携グループ」では、多様な機関から提供される多様な産業復興施策を、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の担当職員等を通じて、現場の企業に浸透させるとともに、各種専門家の知識・ノウハウや、民間復興支援団体・組織の支援活動を提供するため、(3)で述べた「結の場」、ハンズオン支援及び専門家派遣集中支援事業の実施に加え、以下の体制整備を実施している。

- ・ 官民関係機関の担当者間での施策情報、支援ノウハウ等の情報共有、復興庁等からの情報提供の強化（企業復興支援ネットワーク）
- ・ 「販路の回復・開拓」の課題克服に向け、民間企業・団体の連携創出の場を提供し、メンバーが互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションを創出（販路開拓支援チーム）

平成 25 年 10 月に「WORK FOR 東北」を開始し、復興を進める上で必要とされる民間の専門人材について被災地のニーズと働く意欲のある民間人材をマッチングすることにより、その派遣の実現を支援し、平成 27 年度までに 153 名の派遣が行われた。

また、(3)で述べたとおり、被災地域の人手不足解消に向け、平成 29 年度から、「伴走型人材確保・育成支援モデル事業」等による人材確保対策に取り組んでいる。

(iv) 情報発信の強化

「新しい東北」の創造に向けて、被災地で進む新たな取組の普及・展開や広範かつ継続的な復興の輪の拡大を図る観点からは、「新しい東北」の成果等についての情報発信を行うことが必要である。

このため、平成 27 年度及び平成 28 年度に、東北の持つ価値・魅力や東北の人々が震災を乗り越えるために前向きに努力する姿、新しいことに挑戦する姿などについて、民間の団体と共同し、民間の団体の持つネットワークを活用しながら、国内外に広く情報発信を行った。

また、平成 28 年度から、被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活動の普及・展開を促進するため、「新しい東北」復興・創生顕彰を実施している。平成 28 年度、平成 29 年度ともに個人・団体併せて 10 件選定し、「交流会」において顕彰式典を実施した。また、平成 28 年度は、集中復興期間 5 年間の活動を顕彰する「新しい東北」復興功績顕彰も併せて実施し、個人・団体併せて 10 件選定した。

平成 29 年度は、「共創イベントを通じた情報発信ソリューション構築事業」を実施し、NPO・企業・地方公共団体その他の地域課題解決に取り組む団体から提起されたものを 10 件選定し、参加者を交えたワークショップ等の共創イベントを通じた解決策立案及びアイデアの実現に向けた支援等を行った。平成 30 年度は、「Fw:東北 Weekly」と題して、地域課題を考えるワークショップを毎週開催し、参加者間のネットワークの構築等を促進する支援を行っている。

3 原子力災害からの復興・再生

(1) これまでの取組

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約 202 万人から平成 30 年 9 月時点で約 186.4 万人（福島県現住人口調査）まで減少し、震災以降増加した県外転出による人口の流出分の回復には至っていない。また、長期にわたる避難状態が継続していることに伴う課題の顕在化や未だに根強く残る風評被害等も続いている。

一方、道路・鉄道のインフラの復旧・整備が進み、除染も進捗し、福島全体の産業の復興及び再生に向けた取組も進められる等、一日も早い住民の生活再建や地域の再生に向けた環境整備が進んでいる。また、平成 29 年 4 月までに、大熊町・双葉町を除いた計 9 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現するなど、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

平成 29 年 5 月には、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域を整備するための制度を盛り込むとともに、「福島相双復興官民合同チーム」の体制強化や福島イノベーション・コースト構想の推進、風評払拭への対応等を位置付けた、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が公布・施行され、さらに、改正福島特措法を踏まえ、平成 29 年 6 月には福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月 13 日閣議決定）を改定した。

これに基づき、改正福島特措法に基づく特定復興再生拠点区域については、平成 30 年 5 月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）の計画を認定した。

福島イノベーション・コースト構想については、平成 29 年 7 月に関係閣僚会議を、同年 11 月に原子力災害からの福島復興再生協議会の下に設置された分科会を立ち上げ、推進体制を抜本的に強化した。また、改正福島特措法に基づき福島県が策定した重点推進計画について、平成 30 年 4 月に内閣総理大臣が認定した。

さらに、風評の払拭については、復興大臣の下に設置された「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」（以下「風評対策タスクフォース」という。）において、平成 29 年 12 月、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、平成 30 年 7 月に開催した風評対策タスクフォースにおいて、復興大臣より、同戦略に沿った本年度の取組を早期かつ着実に実施するとともに、取組の更なる強化を検討することなどを各府省庁に指示をした。

(2) 事故収束（廃炉・汚染水対策）

①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施

廃炉・汚染水対策については、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

廃炉に向けた作業としては、1～3号機の使用済燃料プール内の燃料取り出しに向け、ダスト飛散抑制対策を徹底しつつ、1号機においてはがれき撤去、2号機においては建屋上部解体に先立ってオペレーティングフロア内の汚染状況調査や残置物の移動・片付けを進めている。3号機においては、燃料取り出し用カバーの設置を完了し燃料取扱設備の試運転を開始したところ、複数の不具合が発生した。これを受けて、設備の潜在的な不具合を抽出し、再発防止を徹底するため、平成30年末までに安全点検及び品質管理確認を実施することとした。平成30年度中頃を目途としていた燃料取り出し工程は改めて精査・見直しを行うこととなったが、安全確保を最優先に、着実に作業を進めていく。また、燃料デブリの取り出しに向けて、格納容器の内部調査や燃料デブリ取り出し工法に関する研究開発等を進めている。1号機においては、格納容器底部の構造物や堆積物の分布等を把握するための更なる調査を計画した。2号機においては、平成30年1月に遠隔装置を投入し、格納容器底部において燃料デブリと思われる堆積物を確認するとともに、堆積物の可動性や分布等を把握するための更なる調査を計画した。3号機においては、平成29年7月の調査で取得した画像の3次元復元を行い、圧力容器直下における構造物の脱落具合やその一部が堆積物に埋まっている様子などを視覚的に把握した。

さらに、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備も進めている。平成29年4月には、国内外の英知を結集し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発と人材育成を加速させるための拠点である、廃炉国際共同研究センター「国際共同研究棟」の本格運用が開始された。また、平成30年3月には、放射性物質の分析・研究を行う「大熊分析・研究センター」の運用が開始された。

汚染水対策は、3つの基本方針（「近づけない」「漏らさない」「取り除く」）に基づき実施している。汚染源に水を「近づけない」対策として、地下水をくみ上げ、浄化して海洋に排出するサブドレンの運用を継続するとともに、雨水の土壌浸透を防ぐ広域的な敷地舗装についても、施工予定箇所の94%のエリアで工事を完了した。凍土方式による陸側遮水壁については、平成28年3月から段階的に凍結を進め、平成29年8月に建屋山側の最後の未凍結

箇所の凍結を開始した。平成 30 年 3 月には、有識者からなる「汚染水処理対策委員会」において、陸側遮水壁は深部の一部を除き造成が完了し、サブドレン等の機能と併せ、地下水を安定的に制御し建屋に地下水を近づけない水位管理システムが構築され、これによって、地下水位を低位で安定させ、汚染水の発生を大幅に抑制することが可能となったとの評価を受けた。

汚染水を「漏らさない」対策として、引き続き、フランジ型タンクから溶接型タンクへの更新等を実施した。

汚染源を「取り除く」対策として、引き続き、多核種除去設備を始めとした複数の浄化設備により汚染水の浄化を行っている。多核種除去設備等で浄化処理した水（以下「処理水」という。）には、取り除くことのできないトリチウム等が含まれており、約 110 万 m^3 （平成 30 年 9 月末時点）がタンクに貯蔵されている。一方で、汚染水は継続的に発生しているため、汚染水を貯蔵するタンクを増設しているものの、タンクを建設するために適した用地は限界を迎えつつある。このため、処理水の取扱いについては、平成 28 年 11 月から「汚染水処理対策委員会」の下に設置した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下「小委員会」という。）において、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を進めている。平成 30 年 8 月には、処理水の処分方法を限定せず、処分方法や処分した際の懸念について、県民・国民からの意見を聴取する場として説明・公聴会を開催した。説明・公聴会では、処理水の安全性についての懸念（トリチウム以外の放射性核種が残留していることを含む）、風評被害が懸念されるため海洋放出に反対など、処理水の処分に関して、様々な懸念点が示された。こうした論点については、今後、小委員会で検討を進めていくこととしている。説明・公聴会後の小委員会では、処理水を環境へ放出する場合は、トリチウム以外の放射性核種について、二次処理により更に浄化した上で処分する方針を東京電力は表明した。

また、建屋内滞留水処理の完了に向けた取組として、1～4号機建屋滞留水の水位低下を進め、平成 29 年 12 月に 3、4号機間、平成 30 年 9 月に 1、2号機間の連通部を切り離し、中長期ロードマップにおけるマイルストーン（主要な目標工程）の一つである「1、2号機間及び 3、4号機間の連通部の切り離し」を達成した。

②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信

平成 30 年 8 月、福島県楡葉町・いわき市において第 3 回福島第一廃炉国際フォーラムが開催され、廃炉に関する地域住民との対話や国内外の最新技術の活用状況の共有が行われた。

また、引き続き、廃炉・汚染水対策の進捗状況などを伝える動画（「廃炉のいま」）及びパンフレット（「廃炉の大切な話 2018」）を作成したほか、ウェブページ（「廃炉・汚染水対策 ポータルサイト」）についても改善を行い、分かりやすい情報発信に努めている。特に、コンテンツ制作においては、地元の方々の関心や疑問・不安に応えるため、事前に地元の方々の意見を聴取して反映するなど、双方向性を意識した取組を進めている。

海外に対しては、平成 30 年 9 月にウィーン（オーストリア）において開催された国際原子力機関（IAEA）総会において、同年 11 月に「第 4 回福島第一原発の廃炉に係る IAEA レビューミッション」を受け入れる旨を表明した。また、同総会において東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係るサイドイベントを開催し、プレゼンテーションや動画の上映等を通じて、福島の現状について理解の促進を図った。さらに、同総会の日本展示ブースにおいても、動画を上映するとともに、映像ウェブサイトの案内を行った。

③作業員の労働環境改善等

東京電力福島第一原子力発電所では、フェーシング工事等により線量低減対策を進めてきたところであり、平成 28 年 3 月には、構内の大部分で一般作業服等での作業が可能となった。さらに本年 5 月には、1～4 号機原子炉建屋の周辺道路等についても、一般作業服等での作業が可能なエリアに設定された。現在、構内の 96%で軽装備化による作業時の負担軽減策が実施されている。昨年実施された作業員アンケートにおいては、本対策も含め、これまで改善してきた主な取組について 85%を超える方々に「良い」「まあ良い」と評価をいただくなど、労働環境の改善を行っている。

（3）放射性物質の除去等

①除染実施計画に基づく面的除染の実施

平成 24 年 1 月に全面施行した放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき、除染を実施している。

平成 30 年 3 月末までに帰還困難区域を除き、8 県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。

除染特別地域においては 216 か所（平成 30 年 9 月末時点）、汚染状況重点調査地域では 799 か所（福島県内は平成 30 年 6 月末時点、福島県外は平成 30 年 3 月末時点）の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。また、福島県内では、これまで 1,295 か所の仮置場のうち 324 か所から除去土壌等の搬出を完了し、228 か所の仮置場で原状回復等を実施した

(除染特別地域は平成 30 年 9 月末時点、汚染状況重点調査地域は平成 30 年 6 月末時点)。

今後も、除去土壌等の適正管理等、必要に応じた対策を行うとともに、福島県外の除染に伴って発生した土壌の処分方法を検討するため、茨城県東海村及び栃木県那須町の 2 か所で埋立処分実証事業を実施している。

②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分に向けた取組

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、現在、用地取得を進めるとともに、施設整備、除去土壌等の輸送を進めている。

施設整備に必要な用地取得については、平成 30 年 9 月末までに 1,579 件、約 1,037 ha (全体の 64.8%) の用地を取得している。地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組む。

また、施設整備については、平成 28 年 11 月に受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備に着手し、当該施設の完成に伴い、平成 29 年 10 月に大熊町、同年 12 月に双葉町で除去土壌の貯蔵を開始した。引き続き、追加の施設について整備を進めている。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成 30 年度は平成 29 年度の 3 倍以上となる 180 万³m³程度を輸送する予定で、今後も段階的に拡大していく。安全確保のために必要な道路交通対策として、今後の輸送量増加に対応した舗装厚の改良等や、工事用道路の整備などを引き続き実施していく。今後とも、関係機関、関係市町村と十分に連携を取りつつ、地元の理解と協力の下、安全かつ確実な輸送に取り組む。

除去土壌等の最終処分については、平成 26 年 12 月に施行された中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成 15 年法律第 44 号)において、中間貯蔵に関する国の責務規定として、「国は、(中略)中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが明文化された。

県外での最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できるだけ再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすことが重要である。平成 28 年 4 月に公表した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、県外最終処分に向けた取組を着実に進める。また、同年 6 月には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめた。これらに沿って平成 29 年 4 月より

実施されている南相馬市における除去土壌の再生利用実証事業では、平成30年2月までの実証事業の結果、全ての放射性物質について不検出であり、有識者検討会において、今回の手法の安全性が確認された。その他、飯舘村等においても、除去土壌の再生利用実証事業の実施が検討されている。

③福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については、10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場に搬入し、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

対策地域内廃棄物については、地域住民の理解と地方公共団体との緊密な連携によって、平成27年度末までに、帰還困難区域を除き、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了した。また、仮置場に搬入した災害廃棄物等のうち可燃物については、各市町村に設置することとしている仮設焼却施設で減容化を図っているところである。

また、農林業系廃棄物や下水汚泥等の可燃性の指定廃棄物については、搬入の前に焼却等の処理によって処分量を削減し、性状の安定化を図る減容化事業を地元の協力と理解を得ながら進めている。これまでに、3件の減容化処理事業について焼却等処理を終えたほか、開閉所（田村市・川内村）等において事業を実施するなど仮設焼却施設による減容化事業を引き続き進めていく予定である。

既存の管理型処分場の活用については、平成29年11月に搬入を開始し、平成30年9月末時点で37,128袋の搬入をしたところである。また、本年3月までに処分場の立地する富岡町・楡葉町の地元4行政区（富岡町：太田・毛萱、楡葉町：上繁岡・繁岡）と安全協定を締結している。さらに、本年8月には特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館し、ここを拠点として情報発信に努め、今後とも、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていく。

④福島県外の指定廃棄物の処理

指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針において、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うこととされている。

平成24年3月、政府は、既存の廃棄物処理施設をできる限り活用して、指定廃棄物の処理を進めることを原則としつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県については、国が当該都道府県内に必要な処理施設を確保する方針を公表した。

この方針に基づき、保管がひっ迫している県における長期管理施設の安全対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討を実施した。結果、宮城県では平成25年11月に、栃木県では平成25年12月に、千葉県では平成26年4月に選定手法が確定し、この選定手法に基づいて環境省においてそれぞれ詳細調査の候補地の選定作業を行った結果、宮城県では平成26年1月に3か所、栃木県では平成26年7月に1か所、千葉県では平成27年4月に1か所、詳細調査候補地をそれぞれ公表した。その後、詳細調査の実施について理解が得られるよう、地元に対して丁寧な説明を重ねてきたが、地元からの懸念の声もあり、詳細調査は実施できていない状況にある。

今後も詳細調査の実施について地元の理解を得られるよう丁寧な説明を続けるとともに、各都道府県それぞれの状況を踏まえて、汚染廃棄物の処理、保管状態の改善など、各都道府県の具体的な課題の解決に向けた取組を進めていく。

⑤道路等側溝堆積物の撤去・処理

除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理に関して、平成28年9月、復興庁及び環境省は、対応方針を取りまとめた。

平成30年9月末時点で、16市町村（福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、田村市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町）及び福島県において、当該方針に基づき取組を進めている。

（４）避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供

政府が定めた総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携し、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る状況に応じた環境放射線モニタリングを継続している。

モニタリングを行う各機関は、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開、随時更新している。特に、原子力規制委員会においては、モニタリング情報を取りまとめたウェブサイトを活用し、モニタリング結果及びその活用に必要となる各種の付帯情報の集約・蓄積を図り、信頼性があるデータベースの構築・公表を行っている。

②除染の十分な実施と放射線に係る住民等の健康管理

上述のとおり、計画に基づく面的除染については、平成 30 年 3 月末までに帰還困難区域を除き完了した。

放射線に係る住民の健康管理については、引き続き、福島県が実施する「県民健康調査」について、財政的・技術的な支援を行うとともに、「県民健康調査」に携わる人材の育成を支援している。

また、原発の緊急・復旧作業に従事した作業員等の健康影響に関する追跡調査を行った。

③リスクコミュニケーションの充実

放射線に関する健康上の不安解消、福島県産農林水産物等に対する風評の払拭、避難児童生徒へのいじめなど、原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別の解消を図るためには、放射線の影響等についての国民の正しい理解が深まるようにする必要がある。これまで関係省庁が連携して、「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」の取りまとめや国内外の情報発信等、放射線に関するリスクコミュニケーションに取り組んできた。さらに、放射線等に関する国民の理解の増進に対する関係府省庁の連携した取組を抜本的に強化するため、平成 29 年 12 月に開催した風評対策タスクフォースにおいて「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定した。

本戦略に基づき、国内への情報発信として、平成 30 年度より、放射線に関する正確な知識等について、テレビ、インターネット、新聞等様々な媒体を活用したメディアミックスにより、受信者目線に立った効果的な情報発信を行っていく。

④生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組

住民の帰還促進に向けた環境の整備として、福島再生加速化交付金等の各種制度を活用し、放射線への健康不安や健康管理対策、道路・下水道・災害公営住宅等の整備、食品や衣料品の宅配サービスといった買い物環境に対する支援、医療・介護サービスの提供体制の整備、公立学校施設の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設の整備等を実施するとともに、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を実施した。

また、被災者の生活の再建に向けた取組については、平成 30 年 7 月に、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議」において、「見守り体制」、「住まい」、「就労」、「健康的な暮らし」といった視点から、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策」を

とりまとめた。これを踏まえ、支援機関や地方公共団体と連携して、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。

⑤避難指示解除準備区域等の避難指示解除に向けた環境整備

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。

このような中、平成29年4月までに、双葉町・大熊町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。住民の帰還実現に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生に取り組んでいく。

⑥賠償の円滑な実施に向けた取組

政府は、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、東京電力に対して資金の援助等を行っている。

また、東京電力の賠償の支払い状況については継続的に確認し、申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続き等のため、必要に応じて支援を行っている。

原子力損害賠償紛争審査会においては、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針等を順次策定してきた。平成30年1月には、公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として、「地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて」を取りまとめた。

⑦コミュニティ維持・形成等の被災者支援、安定した生活環境の確保

避難の長期化や災害公営住宅への移転など、復興の進展に伴う新たな課題に対応するため、被災者支援総合交付金を活用し、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合に向けた活動、高齢者などの見守りや心身のケア、住宅・生活再建の相談支援体制の強化などについて、地方公共団体の取組を支援している。

⑧長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようにするためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが

重要である。

そのため、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、復興公営住宅の整備を始めとした具体的な協議を行い、長期避難者生活拠点の形成に向けた取組方針として取りまとめ、これまでに14市町村で方針を策定し、公表している。あわせて、受入市町村において、平成25年度予算からコミュニティ復活交付金※により、復興公営住宅を中心に、道路改良等の関連基盤整備事業や、避難者の実情に応じた高齢者サポート施設等の基盤整備や入居者同士あるいは入居者と地域住民との交流活動の支援等のソフト事業を一体的に実施している。

※ 平成25年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成25年度補正予算より「福島再生加速化交付金」に統合。

復興公営住宅については、全体整備戸数4,890戸のうち平成30年度末までに4,767戸の整備を計画しており、平成30年9月末時点で4,707戸入居開始済みとなっている。

また、応急仮設住宅に入居する全ての世帯が安定した住まいを確保できるようにするため、国・福島県・市町村が連携して支援を行うこととしている。平成29年度末に応急仮設住宅の供与期限を迎えた檜葉町においては、応急仮設住宅に入居している全世帯に対して戸別連絡・訪問による相談支援を実施するとともに、国・福島県・檜葉町が参加する対応協議の場を開催し、連携して住宅の紹介・あっせんを含めた生活再建の支援を行った。今後、応急仮設住宅の供与が終了する他の市町村においても、同様にきめ細かい対応を行うこととしている。

⑨避難指示区域等の住民の帰還意向

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、避難指示がなされた市町村を対象として、国、福島県、各市町村による住民意向調査を平成24年度から実施している。平成29年度に実施した当該調査では、避難指示の出ている市町村のうち、「戻りたい」と回答した世帯は1～2割、「戻らない」と回答した世帯が5～6割となっている。

<参考：平成 29 年度住民意向調査「帰還意向」について>

	帰還意向（世帯構成比%）			
	戻っている	戻りたい	まだ判断つかない	戻らない
大熊町（n=2,623）	—	12.5	26.9	59.3
双葉町（n=1,564）	—	11.7	26.1	61.1
富岡町（n=3,203）	2.9	11.1	17.7	46.8
浪江町（n=4,092）	3.3	13.5	31.6	49.5
川俣町（n=293）	29.0	9.9	13.0	41.7
葛尾村（n=343）	17.2	26.5	22.7	24.2
楡葉町（n=1,590）	28.5	25.8	16.8	27.5

※ 復興庁、福島県、各市町村が共同で実施した「平成 29 年度原子力被災自治体における住民意向調査」による。

⑩優れた教育カリキュラムの推進・普及

復興のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献し、世界で活躍できる人材を育成することが重要である。

福島復興再生基本方針等を踏まえ、避難地域 12 市町村の小中学校においては、地元での学校再開に向けた取組に対して訪問等を行い、継続的に助言等を行うとともに、魅力ある学校づくりを進めるため「ふるさと創造学」等の特別なカリキュラムを編成・実証する取組などを支援した。

また、ふたば未来学園高校において実施する、再生可能エネルギーや少子高齢化など福島や世界が抱える課題を解決することを目指す探求的な学習である「未来創造学」等の優れたカリキュラムを編成・実証するなど魅力ある学校づくりを支援した。

さらに、平成 28 年 7 月の避難指示の解除を契機として、平成 29 年 4 月に開校した小高産業技術高等学校において、福島イノベーション・コースト構想や地域全体の復興に寄与する人材育成を行うため、同校の実験・実習に必要な設備の整備等に対して支援を行った。併せて、福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成のため、普通科高校に対しては、地元企業・大学等と連携したトップライダー人材の育成のための設備整備や、大学・企業等と連携した教育プログラム等の支援を、専門高校に対しては、廃炉研究やロボット、農林水産分野に資する専門人材の育成のための施設・設備や、企業・研究所等と連携した教育プログラム等の支援を、義務教育段階に対しては、人材の裾野を広げるための理数教育・グローバル人材育成への支援を、平成 30 年度から新たに実施している。

加えて、福島 12 市町村の将来像の実現加速化に向けて、平成 30 年度の重点テーマとして、「教育コーディネーター」による「福島教育魅力モデル構築」に向けた調査事業を実施し、ICT 等を活用した 12 市町村の魅力的な学校づくりを支援している。

⑪鳥獣被害対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰還困難区域等は、原則立入り禁止となっている。これらの区域内では、農業生産活動等の人為活動の停滞、狩猟者の他市町村への避難等により、狩猟や有害鳥獣捕獲を行うことが難しい状況となっている。このため、イノシシ等の野生鳥獣の人里への出没が増加し、家屋に侵入するなどの被害が発生している。これらの鳥獣をそのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがある。

このため、国、福島県、市町村が連携して野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置等の対策を進めているほか、平成 29 年 1 月には、「避難 12 市町村鳥獣被害対策会議」が発足し、平成 30 年 3 月に「避難 12 市町村におけるイノシシ排除のための広域緊急戦略」を策定するなど、専門家の知見を活用し、広域で連携した鳥獣対策に取り組んでいる。今後も、野生鳥獣による生活環境被害等を抑えて住民の帰還が円滑に進むよう、取組を継続していく。

⑫原子力災害による健康不安等に関する被災者支援

議員立法により成立した、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行えるよう、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成 25 年 10 月 11 日に、関係省庁における被災者生活支援等施策の検討・実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下 3（4）において「基本方針」という。）について、閣議決定を行うとともに、同日付けで国会に報告した。基本方針に基づき、福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者等への情報支援事業を始めとした様々な被災者生活支援等施策を実施してきたところである。

また、平成 27 年 8 月に、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針の変更を行ったところであり、引き続き必要な施策を行っていくこととしている。

(5) 中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化

① 「福島 12 市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組

福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島 12 市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成 27 年 7 月、30～40 年後の姿を見据えた平成 32 年の課題と解決の方向を「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」として取りまとめた。

これを受け、復興庁と福島県が共同事務局となり、関係省庁、県、12 市町村等の参画のもと、提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行う、福島 12 市町村将来像提言フォローアップ会議を開催し、平成 28 年 5 月、「福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020」を取りまとめ、有識者検討会に報告した。本ロードマップでは、提言の主要個別項目について、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成 32 年までの工程を盛り込み、分野横断的かつ広域的な観点から取りまとめた。

また、平成 29 年 6 月、平成 30 年 5 月には、その後の進捗を踏まえてロードマップの改訂を行った。

引き続き、有識者の助言等も踏まえて、関係省庁、県、市町村、民間と連携し、提言の個別具体化・実現に向けて取り組むとともに、フォローアップを行っていくこととしている。

<参考：平成 30 年 5 月改訂「福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020」の 5 分野 22 項目>

(1) 産業・生業(なりわい)の再生・創出	1. 福島イノベーション・コースト構想の推進、 2. 官民合同チームの取組等、3. 被災企業等への支援、4. 福島フードファンクラブ (FFF) 等の取組
(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	5. 二次医療体制の確保を含めた取組、6. ICT 活用による地域医療ネットワークの構築、7. 地域包括ケアの実現に向けた検討
(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり	8. 小中学校再開のための環境整備等、9. ICT 教育コーディネーター、10. ふたば未来学園での先進教育、11. 小高産業技術高校での先端技術教育の実施、12. 産業人材の育成
(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	13. 幹線道路の整備、14. JR 常磐線の早期の全線開通、15. 復興拠点等の整備、16. 地域公共交通の構築に向けた検討、17. その他広域連携の取組
(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興	18. 観光振興・交流人口の拡大、19. 風評・風化対策の強化、20. 文化芸術の振興、21. 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の検討、22. Jヴィレッジを中核とした取組

②福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組

福島イノベーション・コースト構想については、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時に、世界中の人々が、浜通りの力強い再生の姿に瞠目する地域再生を目指して検討が始まり、特に震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、平成 26 年 6 月に、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめられた。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（アーカイブ拠点）等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。主な動きとして、平成 30 年 7 月に、南相馬市において、「福島ロボットテストフィールド」が一部開所するとともに、同月に、浪江町において、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場「福島水

素エネルギー研究フィールド」の建設が開始した。また、地元事業者の参画を進めるため、福島相双復興官民合同チームとも連携しながら、新たな企業が当該地域に求める技術ニーズと地元事業者の技術シーズ等のマッチングを後押しするなど、両者のビジネス機会の創出に向けた支援に取り組んでいる。

平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、福島復興再生特別措置法に基づく計画に同構想に係る取組を位置付け、関係省庁による具体的な連携体制の構築等を進める閣僚級の会議体の創設や、関係省庁、県等が参画して同構想の推進に関する基本的な方針を共有していく場としての協議会を創設することが示された。

これを踏まえ、改正福島特措法に福島イノベーション・コースト構想を位置付けるとともに、平成 29 年 7 月に開催した第 1 回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を決定した。また、同年 11 月には、原子力災害からの福島復興再生協議会の下に設置した福島イノベーション・コースト構想推進分科会の初回会合を開催した。さらに、改正福島特措法に基づき福島県が策定した重点推進計画について、平成 30 年 4 月 25 日に内閣総理大臣の認定を行うとともに、同日に開催した第 2 回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を一部改正した。

加えて、福島県は、平成 29 年 7 月に、福島イノベーション・コースト構想を推進する中核的な組織として、(一財)福島イノベーション・コースト構想推進機構を設立した。同機構は、平成 30 年 4 月より体制を順次強化している。

このように、福島イノベーション・コースト構想の推進に取り組んでいる。

③福島新エネ社会構想の実現に向けた取組

福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とすることを目指し、平成 28 年 9 月に「福島新エネ社会構想」を策定した。本構想は、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱としている。

「再生可能エネルギーの導入拡大」に向けて、送電線増強に取り組んでいる。平成 29 年 3 月に送電事業会社を設立し、平成 29 年度より詳細設計、送電網の敷設工事を開始した。

「水素社会のモデル構築」に向けて、平成 29 年 8 月に浪江町において大規模水素実証事業を開始し、平成 30 年 7 月よりプラント建設に着工している。世界最大級となる 1 万 kW の水電解装置により再生可能エネルギーから水素を製造し、県内のみならず 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際の活用も目指している。

「スマートコミュニティの構築」に向けて、新地町・浪江町・楡葉町・葛尾村の 4 町村が取組を実施している。既に 4 町村とも「スマートコミュニティの構築」のマスタープラン作りを完了しており、今後、本マスタープランに基づいて、「スマートコミュニティの構築」を進めていく予定である。なお、相馬市については平成 30 年 4 月に構築が完了した。

平成 29 年 11 月に福島新エネ社会構想実現会議を開催し、福島新エネ社会構想に盛り込まれた取組のフォローアップを行うとともに、同年 12 月に開催した再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議において、同構想の進捗状況を報告した。

④「福島再生・未来志向プロジェクト」

本年 8 月、復興の新たなステージに向けた「福島再生・未来志向プロジェクト」として、除染や中間貯蔵、汚染廃棄物の処理といった環境再生の取組に加え、地元のニーズに応えた、脱炭素やリサイクル、自然との共生などの分野と、福島との連携をより強化していくこととなった。

具体的には、官民連携によるリサイクル等の環境技術を活かした産業創生、自然公園等の自然資源の活用、脱炭素まちづくりなどを効果的に組み合わせ、事業を推進。また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元へ寄り添いつつ、事業を推進することとしている。

とりわけ平成 30 年度においては、産業創生への支援として官民連携による不燃物リサイクル事業に着手したところである（本年 8 月より補助事業の公募を開始）。また、特定復興再生拠点区域等を対象とする、低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS 事業において、今年度は、バスシェアリングやソーラーシェアリング、農地集約及びドローン・IoT 等を活用した営農再開、バイオマス活用による熱電併給等について実現可能性の検証を行うこととしている。なお、自然公園等の自然資源の活用による「ふくしまグリーン復興」については、今後福島県との調整を踏まえ、具体化を推進していく。

⑤東北中央自動車道（相馬～福島）、常磐自動車道（大熊 IC、双葉 IC、4 車線化、付加車線）の整備

東北中央自動車道（相馬～福島）については、相馬福島道路（相馬玉野 IC

～霊山 IC) が平成 30 年 3 月に開通した。

また、常磐自動車道の大熊 IC、双葉 IC について、それぞれ平成 30 年度、平成 31 年度までの供用を目指して整備を行っている。さらに、常磐自動車道のいわき中央 IC～広野 IC、山元 IC～岩沼 IC について、復興・創生期間内のおおむね 5 年での完成を目指して 4 車線化事業を行っている。広野 IC～山元 IC については、6 か所、計 13.5km において付加車線を設置することとした。

⑥ JR 常磐線の全線開通に向けた取組

JR 常磐線については、平成 31 年度末までの全線開通に向けて取り組んでいる。

⑦ 一団地の復興拠点の整備

一団地の復興再生拠点整備制度については、平成 29 年 2 月 1 日に大熊町大川原地区、平成 29 年 3 月 23 日に双葉町中野地区、平成 30 年 3 月 30 日に双葉町双葉駅西側地区で都市計画決定がなされ、整備が進められている。

これらの復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成 27 年 5 月の福島復興再生特別措置法の改正により創設した福島再生加速化交付金（帰還環境整備交付金）による一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援を実施した。

⑧ 帰還困難区域の取扱い

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。このような方針を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の事故から時が経過し、当該区域においても一部では放射線量が低下するとともに、福島県及び帰還困難区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）からの帰還困難区域の取扱いに関する意向等も踏まえて、同区域の復興及び再生に関する制度を改正福島特措法に創設した。

具体的には、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として「特定復興再生拠点区域」を当該市町村が設定し、当該区域の復興及び再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用

を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組むことによって、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現する。

また、特定避難指示区域市町村において、特定復興再生拠点区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とし、町民等の意見を踏まえた中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、特定避難指示区域市町村が、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の取組を行う場合は、国はそれらを支援するため必要な措置を講ずるものとする。

改正福島特措法に基づく特定復興再生拠点区域については、平成30年5月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）の計画を認定し、帰還環境の整備を推進している。

（6）事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

①事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けた支援

避難指示等の対象となった12市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、被災された事業者の置かれている状況に寄り添った支援を実施し、事業・生業の再建を可能とするため、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」が事業者を個別に訪問している（平成27年8月の同チームの創設から平成30年9月末までに、約5,200事業者を訪問。）。また、平成30年9月末までに、事業再開や経営改善等に向け、約1,000者に対してコンサルティング支援を実施したほか、人材確保に向け、約600者を支援し、約600名の入社が決定するとともに、販路開拓に向け、約170者を支援し、約300件の成約につなげた。さらに、平成29年9月からは、被災地方公共団体に専門家を派遣し、商業施設やまちづくり会社の創設・運営、企業誘致にかかる戦略策定などの支援を開始しており、これまで12市町村全てに対して支援を実施している。

引き続き、個別訪問などを踏まえつつ、事業者の、事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築、営農再開に向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策を充実させる。

②企業立地支援による雇用創出及び産業集積等

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害被災地域の産業復興を加速させるため、被災地域における雇用創出及び産業集積を図っている。

平成 28 年度より自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を創設し、福島県の避難指示区域等を対象に、被災者の働く場を確保し、自立・帰還を加速させるため、工場等の新增設を行う企業等を支援している。

<参考：各企業立地補助金の執行状況（平成 30 年 9 月末時点）（再掲）>

補助金名	対象地域	交付決定件数 (交付決定額)
ふくしま産業復興企業立地支援事業	福島県全域（避難指示区域等を除く。）	417 件 (約 1,697 億円)
原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金	宮城県、栃木県、茨城県	75 件 (125 億円)
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く）	372 件 (約 1,429 億円)
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	福島県 12 市町村の避難指示区域等	40 件 (約 237 億円)

③営農再開に向けた取組

福島県において速やかに営農再開ができるように、地域農業の将来像の策定、農業関連インフラの復旧、除染後農地の保全管理、作付実証、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等の支援を行っている。

また、平成 29 年 4 月から、福島相双復興官民合同チーム「営農再開グループ」に担当課を設けて、農業者訪問担当員を拡充し、平成 28 年に実施した農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明等を実施している（平成 30 年 3 月末までに、約 1,200 名の農業者を訪問）。

これらの取組により、飯舘村、葛尾村、檜葉町、南相馬市、広野町、川内村及び田村市の約 3,400ha において、平成 30 年産米の作付が再開、伊達地方の特産品「あんぽ柿」の出荷量が震災前の約 8 割まで回復、川俣町において、トルコギキョウの生産が震災前の約 7 割まで回復、福島市において、復興牧場が設立され酪農が再開するなど、農業の復興は着実に進展している。

④森林・林業の再生のための取組

森林については、平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省の 3 省庁が取りまとめた「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林や、森林内の人々が日常的に立ち入る場所等における除染を進めてきた。また、除染後の事後モニタリングを実施していく中で、森林からの放射性物質の流出による再汚染が確認された場合には、放射性物質の流出防止対策を実施することとしている。さらに、下層植生の繁茂を促し土壌流出を抑制する効果のある間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施する事業や、林業再生に向けた実証事業等の取組を進めることとしている。

また、この総合的な取組の主要施策である里山再生モデル事業については、現在までに計 14 地区をモデル地区として選定し、事業に取り組んでいる。今後も、この総合的な取組に基づき、関係省庁が連携して取組を進めていく。

また、福島県における木材の需要拡大と安定供給の確保に向けて、木材への放射性物質の影響に関する調査に引き続き取り組むとともに、安全性の確認された木材・木材製品の流通を確保するため、木材製品等の効率的な放射線量の測定・検査手法の検討、検査体制の構築を支援している。さらに、放射性物質の影響により利用されず製材工場等に滞留している樹皮（バーク）の処理を支援している。

⑤漁業の本格的な操業再開に向けた支援

福島県における漁業の本格的な操業再開に向け、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建の支援を実施している。

⑥風評の払拭に向けた取組

福島県産農林水産物及び観光における風評の払拭、避難児童生徒へのいじめなど、原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別の解消を図るため、平成 29 年 12 月に風評対策タスクフォースにおいて「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、「知ってもらおう」、「食べてもらおう」、「来てもらおう」の観点から情報発信を強化している。

福島県産を中心とする日本産農林水産物・食品の輸入を規制していた国・地域のうち、平成 30 年 8 月末現在、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル等 29 か国が規制を完全撤廃し、また、EU、UAE、香港等で規制緩和が進展しているが、依然として

輸入規制を行っている諸外国・地域が残っていることから、引き続き、政府一体となって科学的根拠に基づく輸入規制の撤廃・緩和を粘り強く働きかけていく必要がある。

また、国内においても、福島県産の食品の購入をためらう消費者が12.7%（風評被害に関する消費者意識の実態調査 第11回（平成30年3月公表））存在しているほか、農林水産物の価格又は出荷量が震災前の水準まで回復しておらず、風評の払拭は重要な課題である。このため、風評の払拭に向けた取組をより一層強化するため、平成29年度に引き続き、平成30年度予算においても、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を行う「福島県農林水産業再生総合事業」を措置した。また、改正福島特措法に基づき、福島県産農林水産物等の販売等の実態調査を実施した。

観光については、福島県における教育旅行の人泊数・校数とも震災前の水準を下回る（福島県教育旅行入込調査報告書）等の状況を踏まえ、Ⅱ.2.（4）のとおり、平成28年度から関連予算を大幅に増額し、観光復興の取組を強化している。

そのような中、直近では、平成30年7月に風評対策タスクフォースを開催し、復興大臣より、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に沿った本年度の取組を早期かつ着実に実施するとともに、取組の更なる強化を検討することや来年日本で開催されるG20サミット、さらに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、これから開催される様々な国際会議、イベント等の機会を捉えて、効果的な情報発信に取り組んでいくことなどについて、復興大臣から各府省庁に指示があり、それに基づき各府省庁は取組を進めている。なお、主な施策に係る指示事項は以下のとおりである。

- ・メディアミックスによる効果的な情報発信と相乗効果の発揮
- ・学校における放射線副読本の授業での活用の促進
- ・福島県産農産物等の流通段階ごとの価格追跡調査の実施
- ・諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和に向けた粘り強い働きかけ
- ・福島県産品の積極的利用・販売と民間企業における取組の拡大
- ・被災地への観光誘客の一層促進と福島への教育旅行の回復
- ・浜通りへの交流人口の拡大

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、復興の姿を国内外へ発信する絶好の機会であるとともに、風評払拭の観点からも重要な機会であることから、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）関係者や海外メディアを対象に第5回IOC調整委員会公式夕食会（平

成 29 年 12 月) やワールド・プレス・ブリーフィング・レセプション(平成 30 年 9 月) 等の機会に被災 3 県の食材を使ったメニューの提供、復興の状況に関する情報発信などの取組を行っている。

今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評対策を強力に推進する。

⑦被災児童生徒へのいじめ防止に向けた取組

被災児童生徒へのいじめに関して、平成 29 年 3 月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを明記し、学校現場に対して対応の強化を求めた。また、平成 29 年 4 月に、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者・地域住民、教育委員会等の職員・学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。

さらに、偏見や差別に基づくいじめを防止することが重要であることから、福島県教育委員会作成の東日本大震災の経験を踏まえた道徳教材の積極的な活用を促進するとともに、放射線についての科学的な知識を児童生徒に教えていくことも重要であることから、平成 30 年度に文部科学省が改訂する放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育を充実するよう、全国の学校に促した。

加えて、平成 29 年 5 月には改正福島特措法に、被災児童生徒へのいじめ防止対策を追加した。

⑧医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保

福島県の医療・介護・福祉施設の復旧・復興については、今後、避難指示の解除が進むにつれて、相双地域の住民が故郷での生活を安心して再開できるよう、同地域の医療・介護・福祉の提供体制の再構築を進めていく必要がある。

医療施設については、平成 29 年度に地域医療再生基金 236 億円を積み増し、双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組んでいるところであり、平成 30 年 4 月には、二次救急医療機関である福島県ふたば医療センター附属病院が開設された。

医師・看護師等の医療従事者については、修学資金の貸与、看護職員確保

のための環境整備や職員資質向上、医師の招へい・派遣等による人材の養成・確保のための取組を支援している。

介護・福祉人材の確保については、平成 29 年度までは、福島県で従事する人材を広域的に確保するため、相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者に対し、当該施設で一定期間従事した場合に返還免除となる初任者研修受講費や就職準備金の貸与、住まいの確保支援等を行っていたが、平成 30 年度からは貸付限度額の引き上げ（30 万円→50 万円）や、県内から帰還した方々も貸付対象者とするといった対応を行った。また、避難指示解除区域等の介護施設等に出向する応援職員を確保するための支援として、出向先事業所との給与差額や現地での赴任に係る経費を補助することとした。このほか、介護人材の確保策を進めながら介護施設等の当面の運営を支えるため、平成 32 年度まで時限的に運営支援を行うこととした。今後も、人材確保の取組や、介護施設等への支援を継続し、相双地域等における介護サービス提供体制の確保を図ることとしている。

⑨心のケア等

原子力災害による避難者・被災者は、避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、ややもすると心身の健康を損ないかねない状況に置かれており、その心のケアは引き続き重要な課題である。

このため、平成 24 年 2 月より、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援（アウトリーチ）を行うとともに、メンタルヘルスに関する情報発信や普及啓発、人材育成、地方公共団体職員などの支援者に対する支援等を行っている。平成 30 年度においては、被災 3 県の心のケアセンターの連携強化、双葉郡への新たな支援拠点の設置、福島県外被災者に対する心のケア支援の充実等を行うこととした。

4 復興の姿と震災の記憶・教訓

(1) 復興の姿の国内外への発信

復興の進捗や被災地の状況について、随時分かりやすく情報を発信し、国内外において風評を払拭することが重要である。

そのため、テレビ番組や新聞の活用に加え、引き続き、平成 28 年 11 月に開設した公式フェイスブックアカウントにおいて、復興庁の活動や被災地の復興状況に関する情報を SNS で発信するとともに、動画などによる情報発信を行った。

平成 30 年 3 月に東京駅で「3.11 メッセージフォト展」を開催し、多くの方に来場いただき、復興に向けた民間の取組や被災地の現状について発信した。さらに、外国における理解促進のため、ネット有名人やジャーナリストによるネット上の情報発信を行ったほか、岩手、宮城、福島の PR 動画を制作するとともに、在外公館等で活用するための DVD を作成した。また平成 30 年 5 月、第 38 回日本・EU 議員会議に復興大臣が出席し、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故からの復興等について説明を行ったほか、同月、第 8 回太平洋・島サミットの慰霊行事や歓迎レセプションにおいて復興状況等についての正確な情報を発信し、風評の払拭に努めた。

(2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 に向けた取組

政府は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、被災地と連携しながら、復興の後押しとするべく、世界各国から寄せられた支援に対する感謝を伝えるとともに、国の総力を挙げて力強く復興に向かいつつある我が国の姿を世界に向けて発信することとしている。

「復興五輪」の推進に向けて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）によって設置された被災地復興支援連絡協議会・幹事会において、被災 3 県や関係団体と協議を行うほか、平成 30 年 9 月に復興五輪連絡調整会議（議長は復興副大臣）を設け、被災 3 県との情報共有を図っている。

被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催については、平成 27 年 9 月末に国から組織委員会に対して要望を行って以降、組織委員会と連携

し、機会をとらえて IOC 関係者等へ働きかけを行った。その結果、IOC 理事会において、宮城スタジアムと茨城カシマスタジアムがサッカーの競技会場として、福島県営あづま球場が野球・ソフトボールの競技会場として、正式に承認されたほか、オリンピック競技の最初の種目として同球場でソフトボールの試合が行われるとともに、同球場でのソフトボールの試合数も 1 試合から 6 試合にまで増やすことが決定された。

開会式・閉会式については、平成 29 年 12 月に、組織委員会が「開会式・閉会式に関する基本コンセプト最終報告」を公表し、その中で「復興」が演出のテーマの一つに位置づけられた。

聖火リレーについては、国も参画する組織委員会聖火リレー検討委員会における検討を経て、平成 30 年 4 月、東京オリンピック・パラリンピック調整会議において、被災 3 県の聖火リレーの日数を他県より 1 日多く配分することや、聖火リレーに先立ち、「復興の火」として種火を被災 3 県で展示することが決定された。なお、ギリシャで採火された種火は、松島基地（宮城県東松島市）に到着した後、「復興の火」としてはじめに宮城県内で展示することが決定されている。さらに、平成 30 年 7 月、同調整会議において、聖火リレーの出発地点を福島県とすることが了承された。

大会施設や選手村における被災地産の資材及び食材の活用についても関係各所に働きかけを行ってきたところである。平成 30 年 1 月には、日本スポーツ振興センターが、新国立競技場のエントランスゲートの軒に被災 3 県の木材を活用することを公表した。また、食材については、平成 29 年 3 月には、組織委員会が持続可能性に配慮した調達コードを策定し、調達の際の被災地の復興への配慮について明記されたほか、GAP（農業生産工程管理）等の認証を取得した農産物を利用する方針が示された。平成 30 年 3 月には、組織委員会が「飲食提供に係る基本戦略」を策定し、「飲食を通じた復興支援」として、被災地産食材を活用したメニューを提供する方針が盛り込まれた。

このほか、政府の推進する「ホストタウン」において、これまで支援を受けた海外の国・地域に復興した姿を見せつつ、地域住民との交流を行う「復興『ありがとう』ホストタウン」を平成 29 年 9 月に新設し、その後も登録先を拡大しつつ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交流を支援している。

加えて、平成 29 年 12 月には第 5 回 IOC 調整委員会公式夕食会を、平成 30 年 9 月にはワールド・プレス・ブリーフィング・レセプションを組織委員会、東京都及び復興庁の共催により開催し、被災 3 県の復興の状況や食材等の PR を実施したほか、復興庁ホームページの「復興ポータルサイト」

を通じ、復興情報、被災地における大会に関連するイベント・事前キャンプ等の情報を発信している。

また、ラグビーワールドカップ2019については、岩手県釜石市が開催都市の一つに決定し、同地での開催に向け、岩手県及び釜石市によって平成29年4月に設立されたラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会に復興庁が参画している。

(3) 震災の記憶と教訓の後世への継承

①国営追悼・祈念施設（仮称）、復興祈念公園

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国と地方が連携して、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる国営追悼・祈念施設（仮称）の整備を進めている。

岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成26年10月31日の閣議決定を踏まえ、平成27年度に事業に着手した。平成29年3月に起工式を執り行い、平成32年度末を目途に整備を進めている。両県の復興祈念公園内では、震災・津波の記憶や教訓等の国内外への伝承・発信を目的に、防災教育の更なる充実にも資する展示施設等の整備が進められている。

福島県に設置予定の国営追悼・祈念施設（仮称）については、平成29年9月1日に浪江町への設置を閣議決定した。平成30年7月に基本計画を策定し、平成32年度中の一部利用に向け整備を進めている。

②復興全般にわたる取組の集約・総括

「事例に学ぶ生活復興」により、多様な教訓を次の世代に伝えるとともに、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携、県及び市町村等による震災・復興記録の収集・整理・保存の支援等を通じて、復興全般にわたる取組の集約を進めている。

③防災教育の更なる充実

東日本大震災では、児童生徒等及び教職員の死者、行方不明者が600名を超えるなど甚大な被害が発生した一方、防災教育の成果をいかして、児童生徒等が率先して避難した事例が見られ、防災教育の重要性が改めて認識された。

文部科学省では、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための危

機管理マニュアルを作成する際の参考となるような共通する留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」（平成24年3月作成）や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月作成）、今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月作成）を配布している。

さらに、平成29年3月24日に閣議決定した「第2次学校安全の推進に関する計画」や新学習指導要領において防災を含む安全教育に係る記述を充実させるとともに、これらを踏まえ、引き続き学校防災に関する取組を推進している。

④国際会議の場での教訓・知見の共有

平成27年3月に仙台市で国連防災会議を開催した経験を活かし、平成29年11月に同市で「世界防災フォーラム/ IDRC 2017 in SENDAI」（主催：世界防災フォーラム実行委員会）が開催され、震災の教訓・知見の共有・発信を行った。

5 各種制度、予算・決算

(1) 復興関係制度の活用状況

①復興特区の活用状況

地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、平成 23 年 12 月に、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い復興交付金を創設する東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）が成立した。

また、平成 26 年 4 月に、復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与することを目的に、土地収用の更なる迅速化を内容とする、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 32 号）が成立した。

さらに、平成 28 年 3 月 11 日には、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」が策定され、引き続き復興特別区域制度について被災地方公共団体による活用を図ることや、そのために計画策定の支援等に努める旨が記載された。

東日本大震災復興特別区域法に基づき、平成 30 年 9 月末時点で、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画が 247 件認定された。

また、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、岩手県の 12 市町村、宮城県の 14 市町、福島県の 13 市町村において公表されている。

＜参考：復興推進計画の認定状況＞（平成29年10月1日～平成30年9月30日）

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
岩手	11月7日	山田町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	電子部品製造工場の増設が促進される。
	12月22日 変更認定	岩手県	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公共施設、店舗・工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	3月27日 変更認定	岩手県	・公営住宅の入居者要件等の特例	公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者の住宅確保を促進する。
	3月27日	陸前高田市	・用途規制の緩和に係る特例（建築基準法の特例）	第一種住居地域の一部において、床面積の合計が3,000㎡を超える市庁舎の整備を可能とする。
	5月25日 変更認定	釜石市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	商業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	7月6日	一関市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	消火用スプリンクラー製造工場の増設が促進される。
宮城	11月7日	多賀城市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	生鮮食品加工拠点の新設が促進される。
	12月1日 変更認定	女川町	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例（国税）	商業、観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。 まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社のまちづくり支援活動が活性化される。
	2月2日	栗原市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	プラスチック製品製造設備の新設が促進される。
	2月2日	栗原市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	電子部品製造工場の増設が促進される。
	2月2日	利府町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	複合商業施設の増設が促進される。
	2月2日	大衡村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	半導体製造装置等生産工場の増設が促進される。
	2月21日 変更認定	石巻市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公益的施設、仮設診療所等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	3月14日 変更認定	宮城県・10市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設庁舎、倉庫等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	5月29日 変更認定	宮城県	・漁業法の特例（特定区画漁業権免許事業）	当該地区における漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持及び雇用機会の創出が促進される。
福島	11月7日	磐梯町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	カメラ用レンズ製造工場の整備が促進される。
	11月7日	白河市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	電子部品製造工場の増設が促進される。
	12月22日 変更認定	福島県・52市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	2月2日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	バイオマス発電施設等の増設が促進される。
	2月2日	南相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	ビジネスホテルの新設が促進される。
	2月2日	本宮市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	産業機械等の精密板金部品製造工場の増設が促進される。
	2月2日	川俣町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	衣類製造工場および研究施設の新設が促進される。

	2月2日	檜葉町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	化学工場等の新設が促進される。
	6月29日 変更認定	福島県・ 32市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	7月6日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	高効率石炭火力発電プラントにかかるインフラ整備が促進される。
	7月6日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	館内設備（ホテルとエントランス）の改修及び温泉掘削工事による独自の温泉供給源の増設が促進される。
	9月7日 変更認定	福島県	・訪問リハビリ事業所の特例（連携先の追加）	特例として行う訪問リハビリ事業所の連携すべき施設に「介護医療院」が追加され、訪問リハビリのサービスの提供が促進される。
茨城	12月22日 変更認定	石岡市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設庁舎の存続期間を延長し、住民サービスの安定的な供給を行う。
	2月2日	東海村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	建設機械部品製造工場の新設が促進される。

＜参考：復興整備計画の公表状況＞

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計 12 市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町)	計 198 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (宮古市等の計 21 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 45 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計 77 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計 7 地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計 3 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (宮古市等の計 80 地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計 59 地区) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計 4 地区)
宮城	○計 14 市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計 434 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (石巻市等の計 32 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 194 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 71 地区) ・土地改良事業 (南三陸町の計 2 地区) ・津波防護施設の整備に関する事業(山元町の計 1 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (仙台市等の計 166 地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計 215 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 157 地区) ・自然公園法の建設等許可みなし (石巻市等の計 36 地区)
福島	○計 13 市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村)	計 255 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (いわき市等の計 7 地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計 54 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計 76 地区) ・小規模団地施設整備事業 (いわき市の計 3 地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計 13 地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (檜葉町の計 1 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (いわき市等の計 114 地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計 124 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 22 地区)

※ 復興庁作成(平成 30 年 9 月末時点)

②復興交付金の活用状況

復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要な事業の実施を可能とし、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、機動的な復興事業の実施を可能としている。

これまでに、交付可能額通知を 21 回行っており、その事業費は 3 兆 9,383 億円（うち国費は約 3 兆 1,499 億円）となっている。

なお、復興交付金事業計画を策定した 102 地方公共団体のうち、全ての事業を完了して実績評価を終えている地方公共団体は 32 となっている。

＜参考：復興交付金（県別の交付可能額）＞

第1回：平成24年3月2日	第2回：平成24年5月25日	第3回：平成24年8月24日
第4回：平成24年11月30日	第5回：平成25年3月8日	第6回：平成25年6月25日
第7回：平成25年11月29日	第8回：平成26年3月7日	第9回：平成26年6月24日
第10回：平成26年11月25日	第11回：平成27年2月27日	第12回：平成27年6月25日
第13回：平成27年12月1日	第14回：平成28年2月29日	第15回：平成28年6月24日
第16回：平成28年12月1日	第17回：平成29年2月28日	第18回：平成29年6月23日
第19回：平成29年12月1日	第20回：平成30年2月28日	第21回：平成30年6月27日

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合計
事業費	1.0	69.8	10,501.7	23,031.1	4,396.6	679.0	8.7	46.4	621.9	1.4	25.0	39,382.7
（うち第1回）	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.8	—	—	3,054.9
（うち第2回）	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
（うち第3回）	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
（うち第4回）	—	17.4	2,401.7	5,059.1	986.5	294.8	—	—	41.4	—	1.9	8,802.8
（うち第5回）	—	1.3	509.0	1,657.6	349.4	10.8	—	2.5	3.2	—	4.6	2,538.4
（うち第6回）	0.8	3.0	218.3	284.3	122.9	1.6	—	—	1.2	0.1	—	632.0
（うち第7回）	—	2.5	325.4	1,561.4	359.5	87.2	—	—	2.2	—	—	2,338.2
（うち第8回）	—	3.8	622.7	1,742.2	204.5	21.0	—	—	17.1	—	4.5	2,615.8
（うち第9回）	—	3.0	143.3	504.4	39.1	4.2	0.6	—	7.2	0.05	—	702.0
（うち第10回）	—	14.6	868.7	2,657.9	626.7	62.9	—	2.1	8.9	—	—	4,241.7
（うち第11回）	—	2.7	534.5	988.7	178.6	29.4	0.05	—	299.8	—	2.8	2,036.7
（うち第12回）	—	0.2	183.3	262.3	29.4	73.7	—	38.4	147.1	0.1	0.8	735.2
（うち第13回）	—	—	394.5	1,169.7	102.2	0.3	—	—	—	—	—	1,666.6
（うち第14回）	—	1.2	399.1	955.6	119.8	3.4	—	—	7.5	—	0.5	1,487.0
（うち第15回）	—	—	31.5	167.8	10.9	0.1	—	—	—	0.1	—	210.3
（うち第16回）	—	—	485.4	482.6	11.5	11.2	—	—	—	—	—	990.7
（うち第17回）	—	—	293.4	520.4	39.3	—	—	3.0	16.9	—	—	872.9
（うち第18回）	—	—	5.2	65.4	3.4	—	—	—	—	0.05	—	74.1
（うち第19回）	—	—	497.6	425.9	18.8	—	—	—	—	—	—	942.3
（うち第20回）	—	—	52.3	316.7	37.0	—	—	—	12.1	—	—	418.1
（うち第21回）	—	—	3.9	47.1	0.8	—	—	—	—	0.1	—	51.9
国費	0.7	56.3	8,435.5	18,519.7	3,491.0	520.7	6.6	34.8	412.4	1.1	20.3	31,499.2
（うち第1回）	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
（うち第2回）	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
（うち第3回）	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合計
(うち第4回)	—	13.8	1,953.4	4,134.8	788.4	223.9	—	—	32.1	—	1.6	7,148.0
(うち第5回)	—	1.0	405.4	1,307.3	267.0	8.0	—	1.9	2.4	—	3.5	1,996.6
(うち第6回)	0.6	2.3	183.8	238.7	99.4	1.3	—	—	0.9	0.1	—	527.2
(うち第7回)	—	2.0	250.2	1,237.3	274.2	66.7	—	—	1.7	—	—	1,832.0
(うち第8回)	—	3.0	488.1	1,453.0	165.4	17.2	—	—	12.1	—	3.6	2,142.3
(うち第9回)	—	2.4	113.9	386.2	30.0	3.2	0.5	—	5.4	0.04	—	541.5
(うち第10回)	—	11.4	692.9	2,115.0	489.8	47.9	—	1.5	6.8	—	—	3,365.4
(うち第11回)	—	2.2	417.8	771.1	137.6	22.3	0.04	—	184.6	—	2.3	1,538.0
(うち第12回)	—	0.1	145.6	197.4	22.0	55.3	—	28.8	94.4	0.04	0.6	544.2
(うち第13回)	—	—	314.1	950.5	79.8	0.2	—	—	—	—	—	1,344.7
(うち第14回)	—	1.0	319.2	761.1	97.5	2.7	—	—	5.7	—	0.4	1,187.5
(うち第15回)	—	—	24.5	138.9	8.0	0.1	—	—	—	0.05	—	171.6
(うち第16回)	—	—	379.7	382.1	9.0	8.6	—	—	—	—	—	779.4
(うち第17回)	—	—	234.6	409.5	29.2	—	—	2.2	12.7	—	—	688.2
(うち第18回)	—	—	4.2	48.5	2.6	—	—	—	—	0.04	—	55.3
(うち第19回)	—	—	381.0	326.4	14.2	—	—	—	—	—	—	721.6
(うち第20回)	—	—	42.0	240.6	27.3	—	—	—	9.1	—	—	318.9
(うち第21回)	—	—	3.1	36.6	0.6	—	—	—	—	0.04	—	40.4

※ 県別、単位は億円

※ 復興庁作成（平成30年9月末時点）

<参考：復興交付金を活用した主な事業（事業費）>

- ・ 防災集団移転促進事業（28市町村、約5,804億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業等（63市町村、約7,244億円）
- ・ 道路事業（50市町村、約5,204億円）
- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（36市町村、約2,713億円）
- ・ 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
（22市町村、約4,200億円）
- ・ 農地整備、農業用施設等整備事業（40市町村、約2,097億円）

③福島再生加速化交付金等の活用状況

(i) 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、

農業・商工業再開の環境整備等の事業に対する支援を実施している。平成 25 年度補正予算における制度創設から平成 30 年 9 月 27 日までに交付可能額通知を 22 回行っており、事業費は約 2,741 億円（うち国費は約 2,171 億円）となっている。

〈参考：福島再生加速化交付金（帰還環境整備）を活用した主な事業（事業費）〉

- ・ 災害公営住宅整備事業等（6 町村、約 122 億円）
- ・ 福島復興再生拠点整備事業（2 町、約 148 億円）
- ・ 学校施設環境改善事業（10 市町村、約 101 億円）
- ・ 生活環境向上支援事業（10 市町村等、約 39 億円）
- ・ 個人線量管理・線量低減活動支援事業
（福島県及び 45 市町村等、約 106 億円）
- ・ 農山村地域復興基盤総合整備事業（福島県及び 28 市町村、約 603 億円）
- ・ 原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業（10 市町村、約 565 億円）

（ii）コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））の活用状況

復興公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成 25 年度予算における制度創設から平成 30 年 9 月 27 日までに交付可能額通知を 23 回行っており、事業費は約 2,212 億円（うち国費は約 1,926 億円）となっている。

〈参考：コミュニティ復活交付金を活用した主な事業（事業費）〉

- ・ 災害公営住宅整備事業等（15 市町村、約 2,013 億円）
- ・ 道路事業（28 か所、約 47 億円）

（iii）子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の活用状況

子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、さらには施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの養成等のソフト施策を支援している。平成 25 年度予算における制度創設から平成 30 年 9 月 27 日までに交付可能額通知を 19 回行っており、事業費は約 411 億円（うち国費は約 207 億円）で、運動施設 58 か所、遊具の更新 644 か所の整備等を進めている。

<参考：子ども元気復活交付金を活用した主な事業>

- ・ 学校・保育所・公園等の遊具の更新
- ・ 運動施設等の整備
- ・ 子育て定住支援賃貸住宅の整備
- ・ プレイリーダーの養成

(iv) 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の活用状況
道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援を行っている。また、28年度予算における制度創設から平成30年9月27日までに交付可能額通知を8回行っており、事業費は約147億円（うち国費は約73億円）となっている。

(v) 福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設等整備）の活用状況

福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けて、福島県が行う原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備及び拠点周辺的生活環境整備等への支援を行っている。平成29年度予算における制度創設から平成30年9月27日までに交付可能額通知を3回行っており、事業費は約29億円（うち国費は約19億円）となっている。

(vi) 地域の希望復活応援事業（福島生活環境整備・帰還再生加速事業）の活用状況

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進する。平成24年度予算における制度創設から平成29年度までに実施した事業費は約382億円（全額国費）となっている。

<参考：地域の希望復活応援事業を活用した主な事業>

- ・ 公共施設・公益的施設の清掃・修繕
- ・ 喪失した生活基盤施設の代替・補完
- ・ 直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制・保全

(2) 予算・決算

①復旧・復興事業の規模と財源

復興事業の規模については、集中復興期間における復興事業費を、平成 26 年度における復興事業の執行状況を踏まえ、25.5 兆円程度と見込み、復興・創生期間における復興事業費の見込みも含め、復興期間 10 年間では 32 兆円程度と見込んでいる。

復興財源については、28.8 兆円程度の収入となると見込まれるこれまで計上した復興財源に加え、最大 3.2 兆円程度を確保することにより、復興期間 10 年間の復興財源 32 兆円程度を確保することとしている（「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定））。

②予算

(i) 平成 29 年度東日本大震災復興特別会計予算

平成 29 年度東日本大震災復興特別会計予算は 2 兆 6,896 億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・ 被災者支援 1,124 億円
心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に応じて生じる被災者に係る課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応する取組を支援。
- ・ 住宅再建・復興まちづくり 7,698 億円
住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。
- ・ 産業・生業の再生 1,052 億円
観光復興の取組を更に強化するとともに、新たに被災地（特に三陸沿岸部）の人材不足に対処するための施策を推進。また、農林水産業を含め、原子力災害被災地域の産業再生に向けた支援を推進。
- ・ 原子力災害からの復興・再生 8,209 億円
住民の帰還促進や生活の再構築に向け、きめ細やかな支援を実施するとともに、除去土壌等の搬出等・放射性汚染廃棄物の処理・中間貯蔵施設や情報発信拠点の整備等を着実に推進。
加えて、帰還困難区域の復興拠点整備や帰還困難区域等からの避難者への生活支援を実施。
- ・ 「新しい東北」の創造 9 億円
先導モデル事業等で蓄積したノウハウ等の被災地での普及・展開に対する支援を強化するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を推進。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（3,425 億円）や復興加速化・福

島再生予備費（4,500億円）等を計上した。

(ii) 平成30年度東日本大震災復興特別会計予算

平成30年度東日本大震災復興特別会計予算は2兆3,593億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・ 被災者支援 768億円
避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を強化。
- ・ 住宅再建・復興まちづくり 6,996億円
住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。
- ・ 産業・生業の再生 1,052億円
観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。
福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。
- ・ 原子力災害からの復興・再生 7,477億円
原子力事故災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された区域での鳥獣被害対策等の生活再開に必要な環境整備や帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、福島イノベーション・コースト構想に係る取組や風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化する。また、中間貯蔵施設の整備等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壌等の搬出等を着実に推進する。
- ・ 「新しい東北」の創造 8億円
これまで行ってきた各種の取組で蓄積したノウハウ等の被災地内外での普及・展開に対する支援を強化するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を推進。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（3,252億円）や復興加速化・福島再生予備費（3,000億円）等を計上した。

③決算

平成29年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額2兆1,656億円に対し収納済歳入額は2兆9,235億円であって、予算額との差は7,578億円の増加である。

歳出については、歳出予算現額3兆3,082億円に対し支出済歳出額は2兆1,875億円、翌年度繰越額7,341億円及び不用額3,865億円である。

この結果、収納済額と支出済額の差額として 7,359 億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

④復興関連予算使途の厳格化

復興関連予算については、流用等の批判を招くことがないよう使途の厳格化を図っている。全国向け事業に係る基金については、執行済み及び執行済みと認められるものを除き、復興庁及び財務省から基金を所管する府省に対し、基金の執行を見合わせ国へ返還すること等を要請（平成 25 年 7 月）しており、平成 25 年度から平成 29 年度までの国庫返還額は 2,954 億円となっている。